

平成27年12月8日から
平成27年12月9日まで

標 茶 町 議 会
第 4 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

平成27年標茶町議会第4回定例会会議録目次

第 1 号 (12月 8日)	
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
認定第 1号 平成26年度標茶町一般会計決算認定について	8
認定第 2号 平成26年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について	8
認定第 3号 平成26年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	8
認定第 4号 平成26年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	8
認定第 5号 平成26年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	8
認定第 6号 平成26年度標茶町病院事業会計決算認定について	8
認定第 7号 平成26年度標茶町上水道事業会計決算認定について	8
(平成26年度標茶町各会計決算審査特別委員会報告)	
議案第64号 標茶町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	8
(総務経済委員会報告)	
総務経済委員会所管事務調査報告	11
厚生文教委員会所管事務調査報告	12
一般質問	13
渡 邊 定 之 君	14
深 見 迪 君	21
本 多 耕 平 君	28
櫻 井 一 隆 君	31
後 藤 勲 君	35
鈴 木 裕 美 君	39
議案第70号 土地改良施設の災害復旧について	40
議案第71号 標茶町税条例等の一部を改正する条例の制定について	41
議案第72号 標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	51
議案第73号 標茶町立学校条例の一部を改正する条例の制定について	53
議案第74号 標茶町スクールバスの運行等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	55
延会の宣告	57

第 2 号 (12月 9日)

開議の宣告	61
議案第75号 平成27年度標茶町一般会計補正予算	61
議案第76号 平成27年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	61
議案第77号 平成27年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	61
意見書案第23号 安保関連法の強行採決に厳しく抗議し、廃止を求める意見書	65
意見書案第24号 義務教育費国庫負担制度堅持2016年度国家予算編成における 教育予算確保・拡充に向けた意見書	66
意見書案第25号 国会決議に反するTPP交渉「大筋合意」撤回を求める意見書	67
意見書案第26号 非婚ひとり親家庭に寡婦(夫)控除の適用を求める意見書	68
閉会中継続調査の申し出について(総務経済委員会)	69
閉会中継続調査の申し出について(厚生文教委員会)	69
閉会中継続調査の申し出について(議会運営委員会)	69
日程の追加	69
議案第75号 平成27年度標茶町一般会計補正予算	69
議案第76号 平成27年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	69
議案第77号 平成27年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算 (議案第75号・議案第76号・議案第77号審査特別委員会報告)	69
閉議の宣告	70
閉会の宣告	70

平成27年標茶町議会第4回定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成27年12月 8日（火曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 認定第1号 平成26年度標茶町一般会計決算認定について
認定第2号 平成26年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について
認定第3号 平成26年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について
認定第4号 平成26年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について
認定第5号 平成26年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について
認定第6号 平成26年度標茶町病院事業会計決算認定について
認定第7号 平成26年度標茶町上水道事業会計決算認定について
(平成26年度標茶町各会計決算審査特別委員会報告)
- 第 5 議案第64号 標茶町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について (総務経済委員会報告)
- 第 6 総務経済委員会所管事務調査報告
- 第 7 厚生文教委員会所管事務調査報告
- 第 8 一般質問
- 第 9 議案第70号 土地改良施設の災害復旧について
- 第10 議案第71号 標茶町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第72号 標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第73号 標茶町立学校条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第74号 標茶町スクールバスの運行等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○出席議員（12名）

- | | |
|----------------------|-----------|
| 1番 櫻井一隆君 | 2番 後藤勲君 |
| 3番 熊谷善行君 | 4番 深見迪君 |
| 5番 黒沼俊幸君 | 6番 松下哲也君 |
| 7番 川村多美男君 | 8番 渡邊定之君 |
| 9番 鈴木裕美君 (早退午後1時51分) | 11番 本多耕平君 |
| 12番 菊地誠道君 | 13番 舘田賢治君 |

○欠席議員（1名）

10番 平川昌昭君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	森山豊君
総務課長	島田哲男君
企画財政課長	高橋則義君
企画財政課参事	常陸勝敏君
税務課長	武山正浩君
管理課長	中村義人君
農林課長	牛崎康人君
住民課長	松本修君
保健福祉課長	佐藤吉彦君
建設課長	狩野克則君
水道課長	細川充洋君
育成牧場長	類瀬光信君
病院事務長	山澤正宏君
やすらぎ園長	春日智子君
教育長	吉原平君
教育管理課長	穂刈武人君
指導室長	佐々木豊君
社会教育課長	伊藤正明君
農委事務局長	村山裕次君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
事務局次長	中島吾朗君

(議長 館田賢治君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長（館田賢治君） ただいまから、平成27年標茶町議会第4回定例会を開会します。
ただいまの出席議員12名、欠席1名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

- 議長（館田賢治君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（館田賢治君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、
11番・本多君、 12番・菊地君、 1番・櫻井君、
を指名いたします。

◎会期決定

- 議長（館田賢治君） 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から12月9日までの2日間といたしたいと思ます。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。
よって、本定例会の会期は、12月9日までの2日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長（館田賢治君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。
町長から、行政報告を求めます。

町長・池田君。

- 町長（池田裕二君）（登壇） 先の臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましても、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。
以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

- 議長（館田賢治君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。
教育長・吉原君。

- 教育長（吉原平君）（登壇） 平成27年第4回定例町議会にあたり、教育委員会が所管す

る業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細にご報告しておりますが、以下8点について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、本町では、「いじめはどの地域、どの学校でも起こりえる」という認識のもと、年2回の調査を実施し、よりきめ細かく実態を把握し、いじめの早期発見・早期対応と未然防止に役立てております。

11月に実施いたしました、今年度後期分の結果についてご報告いたします。

まず「4月からこれまでいじめられたことがある」と答えた児童生徒は、全体の約8%程度おりました。また「どないじめをされましたか」の問いに対しては、小中学生ともに多いのが、「悪口」と「仲間はずれや無視」でした。

「いじめは絶対にゆるされないことだと思いますか」の質問では、前期とほぼ同様に90%の児童生徒が「そう思う」と答えておりますが、「そう思わない」と答えている児童生徒が約2%、「どちらともいえない」と答えている児童生徒が8%おりました。

この調査は、本人がいじめであると感じたものは全て取り上げ、指導の対象としています。今回においても、すべての事例に対してその状況を把握し、指導に当たっております。調査結果は、全家庭に配布し、家庭と情報を共有しています。その他、本町では、全小中学校において「児童生徒によるいじめ根絶1学校1運動」を位置づけて取り組んでおります。また、12月28日には、町内各小中学校の児童会、生徒会の代表者による「標茶町いじめ根絶子ども会議」を開催するなど、児童生徒によるいじめ根絶に向けた主体的な活動を通して、自分たちの問題としての意識を育てる取り組みをしております。

今後も、いじめ根絶に向け、状況把握と丁寧な指導を継続し、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を発揮するとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

2点目は、「平成27年度全国学力・学習状況調査」の結果状況についてであります。

これは、全国の小学校6年生、中学校3年生を対象に平成19年度から行われている調査で、今年度は、国語、算数・数学に加え3年ぶりに理科が実施されております。

道教委による発表では、本道の状況は、10教科のうち8教科は全国平均正答率に届いていないものの、全国との差が5教科で縮まるとともに、中学校国語A、中学校理科では全国平均以上となるなど、改善の傾向が見られ、一定の成果が現れてきたということであります。

本町の状況について申し上げます。

調査結果の概要としては、小学校5教科中、国語Aが全国平均とほぼ同様で、それ以外の4教科は全国平均以上の結果でした。中学校では5教科すべて全国平均以上という結果で、小学校中学校ともに、大きく改善が見られ、一定の成果が現れてきたものと考えております。

教科ごとに見ますと、小学校国語科においては、文の構成を理解する問題に課題が見られましたが、漢字の読み書きについては改善が見られました。また、小学校算数科においては、割合の問題や、図形の問題において引き続き課題が見られましたが、四則計算の問題では改善が

見られました。

小学校理科においては、実験器具の名称を答える問題や、グラフをもとに考察して答える問題で課題が見られました。

中学校国語科においては、語句の意味を理解し文脈の中で適切に使うことや、複数の資料から情報を得て自分の考えを書く問題で課題が見られましたが、漢字を正しく書くことについては改善が見られました。また、中学校数学科においては、図形の領域や関数の領域の問題に課題が見られましたが、数と式の領域では改善が見られました。

中学校理科では、水溶液の濃度に関する問題や気象に関する問題で課題が見られました。

次に、児童生徒の生活・学習習慣等にかかわる児童生徒質問紙の調査結果について申し上げます。

小学生では、家庭学習の時間については増加傾向にあり、平日のテレビ、ビデオ・DVD等の視聴時間も減少するなど、改善が見られました。一方、中学生では、テレビ、ビデオ・DVD等の視聴時間は全道平均よりも多く、家庭学習の時間が少ないという状況が見られました。

以上、町内の状況について報告いたしました。この調査によって測定できるのは学力の特定の一部であり、学校における教育活動の一側面であることを踏まえつつ、本調査の結果で見られた課題については、検証改善サイクルに位置付け、児童生徒の学力向上に向けて引き続き取り組んでまいります。なお、12月17日に実施予定であります町独自の学力調査も含め、調査結果で明らかになった本町の傾向や課題をもとに、学校では学校改善プランを、町としては標茶町学力向上プランを作成し、「確かな学力」を育むための取り組みを推進してまいります。

3点目は、第43回標茶町駅伝競走大会の開催についてであります。

9月20日、47チームの選手389名の参加により力走が繰り広げられました。町外からもスポーツ合宿で訪れていた日本体育大学スピードスケート部をはじめ、釧路・帯広・中標津から計12チームが参加しました。

また、ゴール手前の町道常盤・開運公園通りの国道391号線入口からトレーニングセンター前までを通行止めさせていただいたことで、車道を走行してのゴールとなり、選手と観戦する住民が一体となった様子が大会を盛り上げました。

4点目は、「標茶町スポーツ表彰」についてであります。

平成27年度標茶町スポーツ表彰式が、9月20日標茶町駅伝競走大会閉会式会場で行われました。この表彰は平成26年度にスポーツにおいて優秀な成績を収めた方やスポーツの振興に寄与された方に対し表彰するものであります。

本年度の被表彰者は、4個人であります。

はじめに、「全国、全道大会において優秀な成績を収めたもの」に対する表彰として、第42回北海道中学校柔道大会男子個人90キロ超級で優勝を果たした現在標茶高等学校1年の加藤颯汰さん。

次に、同大会女子個人70キロ超級で準優勝の成績を収めた標茶中学校3年の前畑鈴音さん。

次に、第5回東日本極真空手道選手権大会中学男子重量級第3位、第7回北海道空手道選手権大会中学生の部準優勝、第1回総極真関東空手道選手権大会中学生男子上級重量級第3位の成績を収めた現在標茶高等学校1年の菊地公椰さん。

次に、第32回北海道小学生陸上競技大会男子4年走幅跳第3位の成績を収めた標茶小学校5年の菅原悠暉さん。

今回、受賞された皆さんが、今後もさらに精進して活躍されることを期待するものであります。

5点目は、「第34回標茶町少年の主張大会」についてであります。

この事業につきましては、次代を担う児童生徒の健全な育成を図るとともに、日常生活での体験や見聞を通して、日頃考えていることについて主張していただく目的で実施しているものであります。

今年度も関係機関、団体の協力を得て11月14日標茶町コンベンションホールういずにおいて、保護者や教職員、応援の児童生徒ら約200名の来場をいただき開催されました。また、今年度も大会運営の一部を標茶高校生徒会の皆さんに委ね、好評をいただいたところであります。発表者については、小学生の部が7校8名、中学生の部5校6名と合わせて14名により行われました。

小学生の部の最優秀賞には、標茶小学校6年、道上芽衣華さん（いじめを減らそう！）中学生の部、最優秀賞には、標茶中学校2年、金野日南さん（義足の見方）が選ばれました。

なお、中学生の部、最優秀賞の金野さんには、来年行われる釧路総合振興局地区大会に標茶町代表として出場していただくこととなります。今回出場された皆さんの今後の健闘を期待するところであります。

6点目は今年で25回目を数える「標茶町文化講演会」についてであります。この事業は町内の有志による実行委員会の主催で11月15日に開催されました。講師は講談師の神田山陽氏を招いての講演会となりました。

当日は、「サンヨーの夢いっぱい」と題して、山陽さんが講談師を目指すきっかけから今日までの人生の歩みを巧みな話術で笑いの絶えない講演となりました。会場には約200名の観客が詰掛け、大変好評を博し、盛会裏に終えたところであります。今後とも文化の香り高い町づくりをめざし、一人でも多くの町民の皆さまに、人の叡智や先見力に学ぶ機会の提供に努めてまいりたいと考えております。

7点目は、児童生徒が各種大会等において、大きな成果を収めましたので、ご報告いたします。

はじめに、9月6日に、帯広市で開催された「第17回北海道ジュニア陸上競技選手権大会兼第46回ジュニアオリンピック陸上競技大会北海道選手選考会」に、標茶中学校陸上部3名と、虹別中学校陸上部1名が出場しましたが、予選で敗退となりました。

次に、9月5日から6日に苫小牧市で開催された「北海道卓球選手権大会（カデットの部）」

兼全日本予選会」に、標茶中学校卓球部7名が出場しました。結果は、6名が1回戦敗退、1名が3回戦で敗退いたしました。

9月20日から21日には、北見市で開催された「北海道中学校新人陸上競技大会」に、標茶中学校陸上部2名が出場しましたが、予選敗退となりました。

10月18日に新得町で開催された「北海道中学校駅伝競走大会」に、標茶中学校陸上部（男女2チーム）が出場しました。男子が40位、女子が27位の結果となりました。

11月22日には、厚岸町で開催された「第31回全日本空手道連盟糸東会北海道空手道選手権大会」に、標茶空手スポーツ少年団が出場し、「個人形の部、小学5・6年女子の部」で、標茶小学校5年渡邊穂乃香さんが優勝、「団体形の部、小学1年から3年男女混合の部」で、3位に入賞するなど好成績を収めました。

11月28日から29日には、札幌市で開催された「第30回北海道スポーツ少年団剣道交流大会」に、標茶剣道スポーツ少年団が出場し、「中学生男子個人戦」で、虹別中学校3年菊地洗希くんが優勝し、来年3月26日に鹿児島県で開催される「第38回全国スポーツ少年団剣道交流大会」に北海道代表として出場することになりました。

文化面では、標茶小学校5年の藤田紗衣さんが、日本新聞協会主催の「第6回いっしょに読もう！新聞コンクール」で北海道地区奨励賞を受賞しました。また、標茶中学校2年の矢島琴和さんが、北海道牛乳普及協会・ホクレン農業協同組合連合会主催の「第28回牛やミルクのある風景絵画コンクール」で入選いたしました。

今後もさらなる活躍を期待するものであります。

8点目は、標茶ライオンズクラブから設立50周年を記念し、児童図書12セット、100冊（20万円相当）の寄贈をいただきました。

また、町内の女性奉仕団体「ディンプルの会」から、標茶中学校吹奏楽部に鉄琴1台（20万円相当）の寄贈をいただきました。

心より感謝の意を表するものであります。

以上で、今定例会にあたっての教育行政報告を終わります

○議長（館田賢治君） ただいまの、口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時17分

◎認定第1号ないし認定第7号

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4。認定第1号・認定第2号・認定第3号・認定第4号・認定第5号・認定第6号・認定第7号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

認定7案に関し、付託いたしました平成26年度標茶町各会計決算審査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は省略することに決定いたしました。

これより、委員長に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより認定7案を採決いたします。

認定7案に対する委員長報告は、いずれも認定すべきものであります。

認定7案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号・認定第2号・認定第3号・認定第4号・認定第5号・認定第6号・認定第7号は、委員長報告のとおりいずれも認定されました。

◎議案第64号

○議長（館田賢治君） 日程第5。議案第64号を議題といたします。

本案に関し、付託いたしました総務経済委員会委員長から会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・本多君。

○総務経済委員会委員長（本多耕平君）（登壇） 委員会審査報告書。平成27年第3回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第75条の規定により報告します。

1、事件番号及び事件名、標茶町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

2、審査経過、審査日平成27年11月17日に委員会を開催いたしました。出席者・説明員は記載のとおりであります。

3、審査の結果、原案可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。

○議長（館田賢治君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 原案可決すべきものということでご報告いただきましたが、審査内容は正直言って委員外のものにとってはわからないわけですよね。それで審査内容を議論されたときにですね、この条例にあたって協議会でも若干ご説明はありましたけれど、町としての利用する種類といいますか、何にこの条例が、例えば使用料とかナンバーをですね。そういうのを確認をされているのか。それと町民にとってこの条例がメリットとしてどのようなものがあるのか伺いたいと思います。

○議長（館田賢治君） 休憩します。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時23分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務経済委員会委員長・本多君。

○総務経済委員会委員長（本多耕平君） お答えをしたいと思います。

議員ご案内のように、この法は国が制度化した施策、これに基づきまして本町が責務として住民のサービス、さらには行政の効率化を原点としたセキュリティの構築。さらにはまたそれに伴うリスク、デメリットに対する協議を中心にして行いました。以上その結果から本案については原案可決すべきものと結果をだした次第でございます。

○議長（館田賢治君） 9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 中身ですね、例えばリスクがあるとかメリットがあるとかご答弁ございましたが、リスク等を伺いたかったのです。

○議長（館田賢治君） 総務経済委員会委員長・本多君。

○総務経済委員会委員長（本多耕平君） お答えをしたいと思います。

特にいま議員がご指摘なされたことについて委員会としても協議をいたしました。その中で特に執行機関に対する保有の問題等もございまして、その中で特に事務専決規程の強い、事務方からの主張もございましたし、以前にありますような個人情報保護法に基づくようなことからセキュリティ問題、それについては十分今後ともしていきたいというようなことでの内容でございます。

○議長（館田賢治君） 9番・鈴木君

○9番（鈴木裕美君） そのセキュリティ問題等々はわかりますが、そのほかについて、要するに町民のメリット・デメリットも含めてご質問しましたが。

○議長（館田賢治君） 総務経済委員会委員長・本多君。

○総務経済委員会委員長（本多耕平君） 先ほど前段で申し上げましたように、この法については国が制度化した問題でありますから、それをいかに行政として本町がこのマイナンバー制度についての住民に対するサービス、あるいはまた事務方の効率化という問題をこの以下30項目の中でいろいろと各部門、あるいはまた行政の中での問題についてのセキュリティについてはきちんとしていきたいということで、あくまでもいつも行政側が言われていますように、100%絶対にリスクはない、あるいはセキュリティが守られるということは決してないわけございまして、それをいかに最少限度に低めるかということを経後も事務専決規程を中心にしながら取り扱っていきたいということでございます。これからのことですから、このことについては議員もしっかりご理解のことをと思います。以上です。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

4番・深見君。

○4番（深見 迪君） だいたい鈴木議員と同じ質問だったのですが、デメリットについて条例制定したわけですから、情報漏えい以外のことでデメリットがどのようにあるのかという質問とか意見交換はなかったですか。

○議長（館田賢治君） 総務経済委員会委員長・本多君。

○総務経済委員会委員長（本多耕平君） そのことについてはございません。

○議長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

議案第64号を委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(館田賢治君) 起立多数であります。

よって、議案第64号は原案可決されました。

◎総務経済委員会所管事務調査報告

○議長(館田賢治君) 日程第6。総務経済委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・本多君。

○総務経済委員会委員長(本多耕平君)(登壇) 総務経済委員会所管事務調査報告より報告をいたします。

本委員会は所管の事務調査、下記のとおり終了いたしましたので標茶町議会会議規則第75条の規定により報告をいたします。

調査事項、食材供給施設の今後のあり方について。出席者は記載のとおりでございます。調査内容、施設担当課職員及び森山副町長から施設の運営主体の変遷さらに今後の運営のあり方の説明を受け、質疑を行いました。委員会の所見、平成10年4月管理運営者(株)標茶町振興公社により「オーベルジュピルカトウロ」としてオープン以来、食材供給施設として通年運営をしていたが、平成16年3月に休館、同16年6月に再オープン同20年3月に休館、同21年4月再オープン同25年9月休館、現在に至っている。

開設以来、管理運営者が3度変更され通年運営は無理と判断をするとともに食材供給施設自体の今後のあり方は、担当者そして森山副町長が説明する建物、地域性を考慮し、郷土館としての再出発が最もベストな利用との意見が出された。塘路住民はもとより多くの町民が施設の再利用を一日も早く望んでいることを踏まえ、利用方法を十分検討され平成28年度予算に計上すべきと判断される。

以上であります。

○議長(館田賢治君) これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご質疑ないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、総務経済委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎厚生文教委員会所管事務調査報告

○議長（館田賢治君） 日程第7。厚生文教委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・熊谷君。

○厚生文教委員会委員長（熊谷善行君）（登壇） 厚生文教委員会所管事務調査報告について。

本委員会は所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告します。

調査事項、1. 国民健康保険制度の広域化と町の課題について。2. 介護保険施設の現状と課題について。

1つ目の国民健康保険制度の広域化と町の課題について、出席者は記載のとおりであります。調査日時も記載のとおりでございます。調査内容でございますが、説明内容です。

国民健康保険の加入状況、被保険者と全人口の割合、保険税の収納実績等、単年度収支と一般会計法定外繰入の状況、国民健康保険制度の広域化について。質問と内容については、記載のとおりでございます。委員会所見、まだ細部にわたって、国の方から内容が下りてきていないので、具体案が提示された段階でさらに調査を行う必要がある。今回の調査はこれでいったん打ち切りとする。

2つ目、介護保険施設の現状と課題について。調査日時は記載のとおりでございます。出席者も記載のとおりでございます。調査の内容でございます。標茶町特別養護老人ホームやすらぎ園。説明員から下記のような説明を受けました。

入居者は平成27年11月13日現在で要介護1、2の入居者9名を含め、定員100名に対し98名で介護度4の方が42名で1番多い。また出身市町村では、標茶町が圧倒的に多く94名で他町からは4名である。男女別では男26名、女72名でおおむね3対7の割合で女性が多い。また年齢構成では、80歳から90歳が45名で最も多く80歳以上の合計が76名である。

短期入所（ショートステイ）実績は、平成26年度で定員12名に対し、1日平均8.08人であった。

待機者の状況は、現在総計124名である。このうち介護制度が変わったことにより、介護度3以上の待機者しか入れないことになると待機者は69名になる。

利用料は、月平均で9万900円、特定入所者介護サービスについては第1段階の方でケースワーカーの調査によりそれぞれのケースにより減免措置、第2段階で平均月4万7,100円、第3段階で平均月5万7,900円であり、減免分については国から補足給付が行われる。

主な質問と回答については記載のとおりです。

2つ目、J A北海道厚生連特別養護老人ホーム摩周につきまして説明を受けました。主な説明内容です。

1 ユニット10部屋で全室個室である。

1 ユニットごとに番地をつけ、施設の生活イメージではなく町で生活しているイメージで生

活しているように配慮した。

1ユニットのトイレが4か所（10人分）あり、十分余裕をもったものとなっている。

渡り廊下で摩周厚生病院に直結している。

ショートステイ事業も展開し、完全個室で10床となっている。

敷地面積は9,400平方メートルで本体のみの総工費は31億円である。旧老人ホームと外構工事で費用は2億3,000万円を予定している。

入居対象が国の介護制度が変わったことにより、要介護者3以上になったので、現在満室になっていない。加算も変わり、介護度4・5の入居者を多く入居させないと加算がもらえない。これだけで数千万円も収入が違う。その点で金銭面の縛りがかかり、実質的にそうせざるを得ないのが現状である。

標茶町からもショートステイ、入居希望者はいる。

新施設は部屋代が高いので、5年間低所得者に限って激変緩和措置をとっている。これは弟子屈町でございます。

主な質問と回答については記載のとおりです。

委員会の所見。やすらぎ園はかなり老朽化している。大規模改修も以前にしているが、施設のリニューアルについては、個室も含めて考えていく必要がある。政策的にも財政的にも計画的に考えていかなければならない。入居者が寝たきりにならないような手厚い介護のあり方についてもさらなる取り組みが必要である。

介護度1・2の人たちの実態は、介護をする人やご本人の苦労は相当大きなものがある。1・2の人たちもきちんと介護を受けて生きられるよう意を配していかなければならない。これは、今後の早急に取り組むべき大きな課題である。

以上、委員会報告です。

○議長（館田賢治君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

1件目の報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 次に2件目の報告に対するご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査の報告を終了いたします。

◎一般質問

○議長（館田賢治君） 日程第8。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

8番・渡邊君。

○8番（渡邊定之君）（発言席） 質問の第1点目といたしまして、特別な支援を必要とする子供や大人の保護者を支援するレスパイト事業について質問いたします。

本町には、特別な支援を必要とする子供や大人の方が少なからずいます。その親や保護者は、介護から離れられずに、心身ともに疲弊し切っています。特に最近は、10年ほど前に比べると、いわゆる障がい児、障がい者の皆さんは2倍以上にふえています。家族の困難な状況、特別な支援を必要とする人たちが急激に増加している状況について、何らかの社会的援助が必要だと思えます。これらの状況について、町長の所見を伺いたい。

また、障がい児、障がい者の皆さんは特別な存在ではなく、社会的にごく普通の存在であると思えますが、この点についても町長の所見を伺いたい。

長い年月、毎日、人によっては24時間の介護を必要とする家族が一時的に、一定の期間あるいは必要に応じて介護から解放され、日ごろの心身の疲れを回復することが家族にとっても必要なことであり、さらには余裕を持って新しい気持ちで障がい児、障がい者の皆さんと接することができると思えます。そのためにもレスパイト事業がもう必要な時期に来ているのではないかと思います。レスパイト事業の実施を行う考えはないか、お伺いしたい。

レスパイト事業は全国で展開されていますが、本町で実施するとすればどのような準備が必要か伺いたい。

また、レスパイト事業は必要なときに必要な人に必要な援助を行うことが原則と聞いていますが、その点についても所見を伺いたい。

以上です。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 8番、渡邊議員の特別な支援を必要とする子供や大人の保護者を支援するレスパイト事業の開始をのぞきにお答えいたします。

障がいがある方も、ない方も、地域社会の中で安心して暮らしていける社会の実現ということが基本であると認識をしております。特別な支援が必要な人にはさまざまな政策を展開し、地域でともに支え合う社会づくりを進めることが求められると考えております。

最近の障がい児の数の推移につきましては、平成17年は身体障害、知的障害、精神障害の3障害の合計で648人、10年後の平成26年では3障害の合計で746人、おおよそ15%の増加となっており、年々微増傾向にあり、今後も増加傾向にあると考えておまして、平成27年、子ども発達支援センターの条例設置化、正職員の配置など、体制の整備を進めてきているところであります。

現在、町において、障がい者支援としては、総合支援法にあるグループホーム入居、就労継続支援施設、計画相談、放課後等デイサービス、ホームヘルパー利用、療養介護、補装具の利用、医療的ケアサービス、特定疾患患者として主に人工透析患者の交通費の助成、重度心身障害者タクシー利用料金の助成、精神障害者社会復帰施設等通所交通費の助成等を行っています。

また、外部委託として、社会福祉法人鉏路恵愛協会地域生活支援センター・ハート鉏路へ障

害者地域生活相談支援事業、障害者地域活動支援センターの運営事業、障害者虐待防止センター運営事業を委託し、進めています。

サービス利用に当たっては、計画相談支援事業所と相談をしながら、サービス利用計画を立て、家族の負担の軽減につながっていると認識をしておりますが、名称はレスパイト事業ではありませんが、さまざまな負担軽減が行われており、これらの制度をさらに充実し、不足している分野について補完をしていきたいと考えております。

次に、レスパイト事業にどのような準備が必要かとお尋ねですが、誰がどのようなサービスをどこまで事業化を行うにより大きく変わると思いますが、この制度は当初、ショートステイ事業として始まったと伺っておりますので、特に施設の確保、誰が確保し、どのように運営するのか、さらに安心していつまで必要なときにケアを代行してもらうことのできる人材や体制の確保などが挙げられると考えております。

以上で8番、渡邊議員のお尋ねのお答えとします。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

8番・渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 私はこの質問するに当たりまして、この1年間余り、釧路高等養護学校分校設置へということで、手をつなぐ育成会の皆さんが頑張ってくれました。その中で、特に若いお母さん方が自分の子供をおぶりながら、そして学校から帰宅する時間は本当に時計を見ながらの活動、それから会議への参加ということで、この状況を本当にいかなる方法かで解決できないのかという立場で質問させていただきました。レスパイトというのは、本当にお母さん方の生活、病院に行きたい、買い物に行きたい、たまにはサークル活動したい、介護疲れでくたくただ、そういう状況でも利用できる、それがレスパイトの事業だというぐあいに考えます。

そういう意味では、今、町長さんが説明していただいた、答弁いただいた中身も確かに理解できるわけでありましてけれども、もっと気軽にこの事業がそういう障がい児、障がい者の皆さんを持った人たちが気軽に利用できる体制をつくれぬのかということで再質問させていただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 先ほどもお答えいたしましたけれども、本町としてはレスパイト事業ということで行っているわけではありませんけれども、障がい者並びに家族の皆さんの負担軽減につながる、先ほど申し上げましたようなさまざまな事業を行ってきております。したがって、それに何かもっと必要なものがあるということであれば、先ほども申し上げましたように、補完をしてやるということも検討しなければいけない、充実させなければいけないというぐあいに考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと存じます。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 子育てサポートセンターができまして、それが標茶町では実働するわ

けでありますけれども、その活動の中でこのレスパイトにかかわるような事業と申しますか、そういう対応ができる可能性はないのでしょうか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 繰り返しになりますけれども、何か不足をされていてこういうものが必要だということであれば、それについては検討し、制度を充実させるために不足しているものについては検討して、可能なところからは補完し実施してまいりたいと、そのように先ほどからお答えをしておりますので、ぜひご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 町長さんから言わせれば、ちょっと理解の仕方が不十分なのかなというぐあいに思います。そういう意味では、先ほど申しましたように、買い物、それからサークル活動とか、そういう本当にちょっと休みたい、自分の生活を振り返ってみたい、そういうことを求めているお母さん方がいますので、そういう意味ではそういう要望が具体化してきたときには対応していただきたいということで、このレスパイトについては質問を終わらせていただきます。

次に、標茶の酪農、地域、暮らしを守るためにTTP阻止の運動をさらに進めるべきではないかということについて質問いたします。

本年10月5日、TTPの「大筋合意」として閣僚声明が発表されました。これによって、政府もマスメディアもTTP交渉が決着したかのように言っていますが、現段階では関係国での国民的な議論も、国会での承認、そして批准もこれからであります。TTPの発効はもとより、日本でも各国でも議論自体がまだ始まっていない段階であると思いますが、この点で町長の所見を伺いたい。

また、共同通信社はこの大筋合意への評価について世論調査を行っていますが、それによりますと、全国では肯定派が58%であるのに対して、北海道では否定派が68.8%と肯定派の26.7%を大きく上回っています。

道内では、昨年だけで、高齢化や借金をして離農する農家だけではなく、働き盛りの200戸ほどの農家が離農に追いやられています。TTPによる将来不安が原因ではないかと思われます。

大筋合意に対して、「北海道農業ジャーナリストの会」の発表が緊急にありました。「交渉内容を国民に一切秘密にし、民意を反映する機会をほとんど与えないまま、政府と一部の企業だけで『国際合意』したことに強く抗議する」という声明であります。

多くの農業関係者の中でも不安と失望の声が広がっています。大筋合意について、標茶の農業者の反応と町長の所見を伺います。

また、重要5品目は守るとした政府の約束、国会決議は守られていないと思いますが、町長の見解を伺います。

2年前、3年前にはTTP参加に反対し、第1次産業団体、経済団体、医師会、消費者協会、

生協など多くの道民と連携し「T P P問題を考える道民会議」が発足し、オール北海道の大きな運動が展開されました。このときには自民党もその先頭に立っていました。今、北海道と標茶の農業、地域経済、暮らしを守るため、本町も議会、そして農協、消費者協会、商工会、幅広い町民と連携して、T P Pの批准を許さないオール標茶の運動をするべきではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 8番、渡邊議員の標茶の酪農、地域、暮らしを守るため、T P P阻止の運動をさらに進めるべきではないのかとのご質問にお答えをします。

まず、第1点目の現状認識についてですが、一部の識者の中には、議員ご指摘のように、マスコミの偏向報道を指摘する声があるのは存じておりますが、冷静に見詰めますと、T P P参加については賛否両論あるわけですから、いろいろな意見があってしかるべきだと思いますし、衆参両院での決議に関する説明責任や国会承認について論じているマスコミも存在することも、議員も御承知のことと思います。

また、T P Pの発効については、各国の議会の承認が必要であります。我が国では国会召集もされていないのが現状であることはご案内のとおりであります。

2点目の「大筋合意」についての北海道農業者の反応については、多くの農業者から失望や将来に対する不安の声も聞いていますし、機会あるごとにともに反対の声を上げてきた者として、残念な結果だと思っております。

また、国会決議については、曖昧さのある表記ゆえに解釈にも幅があり、結果として国内農業が再生産可能な環境が整えば決議は守られるという考え方で進められているとの報道もありますが、これまで何度も申し上げますように、T P Pはどんなに言い繕ってみても原則関税撤廃を目指すものであり、利益を求めてグローバルに金、物、人が国境を越えるための障壁をなくそうとするものだと考えております。

3点目のT P P批准を許さないオール標茶の運動展開については、私は、交渉参加時から、T P Pは農業だけの問題ではなく、町民、国民の生活にさまざまな面で直結する問題と捉え、各界各層一丸となった運動となるよう繰り返してまいりましたし、これからもそうすべきだと考えているところであります。最終的には世界経済の活性化を目指し、議会制民主主義のルールにより、選良の皆さんによって決定されていくことではあります。基幹産業の酪農畜産業の将来のみならず、雇用や食の安全など、まさしく国のあり方が変わる可能性も懸念されており、関係者の皆様と緊密に連携をして、どんな運動が求められてくるのかを協議し、進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（舘田賢治君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 今、町長から答弁いただいた内容というのは、これからいろんな団体とこのT P P反対運動を盛り上げていくという方向で進めていくというぐあいに理解させてい

たきます。

私も、このTPP大筋合意で農林水産省の説明会が、これは本当に10月28日のことでありませうけれども、道新でちらっと記事にあつて、農水省が釧路に来て、釧路、北見、帯広の意見交換会をするということで案内があつたのですけれども、本当に気づかなかつた方も大変多いのではないかということ、それと標茶の農業委員の職員の方と会場でお会いしました。それで、農民はほとんどいなかつたというぐあいに理解します。ただ、標茶で農民の方には会えなかつたし、農民の方と会つたとしても、厚岸の知っている農民の女性だつたというぐあいに思います。こういうことで説明責任といひますか、地域に説明したというアリバイをつくるための農水省のやり方だつたのかなというぐあいに思ひました。

この問題で、私は、選挙公約で「ウソつかない。TPP断固反対。ブレない。日本を耕す！！自民党」というポスターがすごく今、脳裏によみがえつていひますけれども、そういう意味ではこの選挙公約でうたつたこれが全くほごにされていひ、そういう意味では非常に選挙公約違反ということでは私は認識していひますけれども、この部分についての町長の認識はいひかがでしょうか。

（「項目にない」の声あり）

（「質問にない」の声あり）

（何事か言う声あり）

○議長（館田賢治君） 渡邊君、わかるでしょう。

○8番（渡邊定之君） はい、では。

○議長（館田賢治君） そうしたら、ちょっと質問を変えていひだいて。

○8番（渡邊定之君） そういう意味では、それでは農水省は例えば畜産について、当面、輸入の急増はないが、長期的には価格の下落の懸念として、問題なのは長期的に見て国境を取り払うこと、日本の農業を永遠にもとに戻れない異次元の状況にこのTPPはするものであるというぐあいに論説していひる先生方もおひますし、そういう意味ではこのTPPがいずれは韓国や中国、そういう近隣諸国に広まつていひたときには、本当に日本の農業が壊滅状態になつてしまふというおそれがあるというぐあいに思ひます。そういう意味では、日本のTPPの交渉のあり方を含めて、標茶でもこのTPP阻止のための標茶町で受ける影響、それとこのTPPのデメリットの部分で町民が知る必要があるのではないかと思ひます。そういう意味では、このTPPのことについての学習、それから講演的な方法をもつて町民の皆さん、それから農家の皆さんに知らせていひく手だてをとるべきではないかと思ひますけれども、その見解をお伺ひしたいと思ひます。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） まず1点、反対と理解させていひだきたいと先ほど議員がおっしゃいましたけれども、私、そのようにはお答えをしておりませぬので、これは関係者の皆さんがいひゆる今回、これから反対という運動になるのか別の運動になるのかといひるのは、これはこれ

から先どういった形になるかわかりませんし、私はそれに基づいてTPP反対というだけではないということを含めて関係者の皆様と緊密に連携して、どんな運動が求められているか等々で取り進めてまいりたいというふうなお答えをいたしましたので、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

それと、何度も先ほど私申し上げましたけれども、TPPというのは、原則関税撤廃を目指すものなのです。だから、それに参加するということは、それは遅かれ早かれ関税撤廃を目指すものであって、これは日本が交渉に入るときにそのことを認めたから開始に参加したわけですから、それを今さら関税撤廃がおかしいということにされても、多分ほかの国々は何を言っているのだというぐあいになるのではないのかなと思えます。それで、私はずっと最初から申し上げているように、これは幾ら……、ただやはりいろいろな産業への影響等を考えたときに、これは急激なものになると影響が大きいので、それについては激変緩和ということをやっぱり考えていただきたいということを常に考えてきておりましたので。

それと、TPPのメリット、デメリットというのは、これは農業だけの問題ではないわけでありまして、だんだん交渉内容等が明らかになってくると、私どもの生活にどのような影響が出てくるかというのがだんだん明らかになってきていると思えます。そういった意味で、これから先どういった形になるのか等々については、国の考え方というのは当然あるわけですから、それを尊重しながら、私どもとしてどういった対策が必要かについては、やはり検討してまいらなければいけない。ただ、やっぱり懸念すべきことはいっぱいあるわけでありまして、それについて町として何ができるか等々については、関係団体、先ほど議員がおっしゃいましたように、例えば農業団体であるとか消費者団体、商工団体等々もいろいろあろうかと思えますので、そういった皆様とともにどういったことが必要か等々については検討し、こうすべきであろうということがあれば、それについては前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 今、従前から町長と議論をするときに、TPPについては私は反対だということを書いてこられたと理解していたのですけれども、今の答弁とはちょっと矛盾があるのではないかというふうに理解したわけなのですけれども、その辺の確認をちょっとさせていただきたいと思えます。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 矛盾はないというぐあいに私は思っていますけれども、私は交渉参加前はTPPというのは原則関税撤廃を目指すものです。だから、それについては私は反対ですよということを申し上げていたわけです。ただ、これは国の専権事項でありますし、これから先、決まっていく話であります。国が締結をした後に、ではいつまでも反対という形になるのかといたらそうではなくて、それは国が決定したことに基づいて、私どもとして何ができるかというのを考えていくというのは、これは私は立場として当たり前のことだと思っておりますので、決して矛盾はしていないと思えます。

ぜひご理解をいただきたいのは、TPPというもので経済圏を確立するという考え方がどうなのかということは、これは私、以前にも、議員にはお答えしていませんけれども、結局、WTOというのが昔あったわけ、今もあるのですけれども、それからこういった圏内の自由貿易協定という形になってきたわけですけれども、このWTO、つまりGATTが何でそういう発想になってきたかというのは、これはいわゆる30年代に保護主義的な貿易が世界大戦の一因となった反省から、経済圏という考え方ではなくて自由貿易を進めていこうということでGATTというのがあって、それがWTOになってきた。ただ、WTOというのは参加者全員が賛成をしなければならないということで、こういった二国間協定であるとか広域圏とかになってきたのが、これが流れでありますので、ただ、こういった経済圏の確立というものがどういったことになるのかというものも、やはり私どもとしては考えていかなければいけないというぐあいに私は考えておりますので、そういったことで決して私としては以前言っていたことと今の立場が矛盾しているとは考えておりませんので、ご理解をいただきたいと。

○議長（館田賢治君） よろしいですか。

8番・渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 冒頭に申しましたように、この流れというのは、政府、それからマスメディアも大筋合意でTPPがあたかもこの日本が受け入れたかのような流れをつくり出そうとしているのだというぐあいに思うのですね。そういう意味では決してそうではない、まだ本当にどこの国もこのTPPについて本格的な議論に入っていないということで僕は認識していますし、今後、このTPPの情報がどんどん私どもの中に入ってくるのだと思います。そして、町長さんが今言われましたように、このTPPがある意味、関税を撤廃するのだという大前提があるという内容であるということも理解しています。そういう意味では、まさしくそのTPPによって日本の農業の関税が全て撤廃されれば、丸裸にされ、世界と競争原理で農業が進められる、企業的農業といいますか、利潤追求のみで農業が推し進められるという状況に追いやられるのだというぐあいに思います。そういう意味では、いま一度最初に質問いたしましたように、このTPPの内容が明らかになってくる、それをつぶさに検証して町民各層に知らせ、そしてこのTPPが決して地域の発展に役立つものではないというぐあいに私は認識していますので、そういう立場で今後とも取り組んでいっていただきたい、そして各階層と協力し合って何としても国会批准をさせないための運動を展開していくために、町を挙げて町長を先頭に頑張っていただきたいということを訴えさせていただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

議員のお立場は十分私もご理解をさせていただきますけれども、大筋合意が決定していないというのは、私、先ほど申しましたように、国会の議論も始まっておりません。ただ、議会制民主主義でありますから、これは国会において批准される、まず我が国が批准するというのもありますし、この参加国みんなの議会でそれが議決されるということでなければ発効しない

ということは事実でありますので、それはそのとおりだと思います。

しかしながら、関税撤廃によって生産者が大規模化だけを目指すかという、私は決してそうではないというぐあいに考えておりました、これは世界中を見てもそうですし、私は常々申し上げていますように、どんな時代であっても、消費者に安心して買ってもらえる安全なものを安定的により効率的に生産をしていくことが私どもの生きていく道だと思っております。現に、先ほど議員がご指摘になりました共同通信社の全国調査でも、大筋合意に肯定的なのは道内ではたしか26.7%ですけれども、全国では58.0%、東京では64.5%というのも、これも事実なわけでありますので、国の政策というのはこれはやっぱり国民の皆さんが決める話で、国民の負託を受けた選良の皆さんが決めるというのがこれは原則でありますので、それに従って私どもは何ができるかということが、私は効果的な施策をそれぞれの地方において行うということが重要だというぐあいに考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（舘田賢治君） 8番・渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 今、都市部の数字を町長さんは申されましたけれども、こういう部分では、TPP合意、そして安い農産物が台所に届く、そういう雰囲気づくりをマスメディアも挙げてつくり上げてきたというぐあいに僕は理解していますし、その部分で私どもの現場の農業者がもっともっとやっぱりこのTPPの中身を、決して消費者の皆さんにとっても将来的にはプラスになるものでないということを知らせるべく努力をすべきだというぐあいに考えています。そういう意味では、まだまだ時間的にはこのTPPを阻止する可能性は十分にありますので、今以上、しつこいようですけれども、町長を先頭にTPP阻止をするために、批准させないために、標茶の運動の先頭に立っていただきたいということを訴えて、質問を終わりたいと思っております。

○議長（舘田賢治君） 答えはいいですか。

○8番（渡邊定之君） いや、いいです。

○議長（舘田賢治君） 以上で8番、渡邊君の一般質問を終わります。

（何事か言う声あり）

○議長（舘田賢治君） だって、答えていたでしょう。今の質問に答えていたでしょう。

（何事か言う声あり）

○議長（舘田賢治君） いやいや、再度だから。同じ答え、答えているから、何回も。だから、もう理解して質問したから、今、質問しているほうは。

（何事か言う声あり）

○議長（舘田賢治君） はい。私の判断に任せてください。

以上で8番、渡邊君の一般質問を終わります。

それでは続いて、4番・深見君。

○4番（深見 迪君）（発言席） 何かやりづらい雰囲気になってきたのですけれども、質問いたします。

1点目は、公選法改正に伴う18歳以上の選挙権行使について、必要な教育、それから選挙啓発活動の徹底をとということを質問したいというふうに思っています。

標茶町議会選挙では、2003年には町長選挙があったことも要因として当然挙げられるのですが、投票率は88.97%という高い投票率でした。それが毎回減り続け、ことし2015年では77.85%に落ち込んでいます。これ町議選です。また、国政選挙では、2013年の参議院選挙では61.54%、2014年の衆議院選挙では少し盛り上がりまして68.54%、一時的に上がりましたが、それでも60%台で低迷しています。

投票率を上げることは民主的な政治を行う根幹でもあると考えますが、毎回投票率が低くなってきている状況をその要因も含めてどのように考えていますか、所見を伺います。

さらに、これまで20歳代の投票率はどうであったのか伺います。

また、投票率が低くなってきている要因をさらに深く究明するために、アンケートをとったり、具体的に面談するなどして実態調査等を行ってはいかががでしょうか。

有権者の投票行動については、さまざまな研究結果や意見があるところではありますが、少なくとも投票する権利は民主主義の根幹であり、間接的ではあるが、有権者が政治に対して態度を表明する大切な権利であると考えます。したがって、投票率を高めることは民主的な政治を行う上にとって非常に重要であると考えますが、そのために従来の啓発活動とあわせて、例えば体が不自由な有権者に対して要望を聞き、足の確保をしたり、自宅や施設での投票が可能になるようにしてはどうかと考えますが、それらについてどのように考えていますか。

現在は20歳以上となっている選挙権を18歳以上へと引き下げる改正公職選挙法が6月17日の参院本会議で全会一致可決されました。今後、18歳、19歳の有権者が新たに加わることとなりますが、本町では直近の選挙でどのぐらいの人数になるのでしょうか。

日本共産党が党を創立したのは1922年7月15日で、その当時の綱領草案で、日本では初めて18歳以上の男女の選挙権を求めました。しかし、当時の普通選挙法では、選挙権は25歳以上の、しかも青年男子にのみしか与えられませんでした。今回の改正は、日本共産党が18歳以上の選挙権を求めてから、実に93年ぶりに実現したものであります。

若年層の投票の権利行使については、極めて重要な課題であると考えます。しかも25歳から20歳に選挙権が変わってから、戦後70年ぶりの大改革でもあります。この大改革が行われた中で、小中学校での義務教育での政治、選挙、公民についてのカリキュラムはどうなっているのでしょうか。

また、直接、権利行使を行う機会が出てくる若年層への啓発活動をどのように考え、どう効果的に行うのか、課題は大きいものがあると考えますが、それぞれについて所見、方針を伺います。

○議長（館田賢治君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 4番、深見議員の公職選挙法改正に伴う18歳以上の選挙権行使について、必要な教育、選挙啓発活動の徹底をとの質問にお答えいたします。

4点目の小中学校での政治、選挙、公民についてのカリキュラムはどうかとのご質問ですが、小学校、中学校の内容、配当時数、学習の時期についてご説明いたします。

まず、小学校では、6学年の社会科に位置づけております。内容としては、地方公共団体や国の政治の働きと日本国憲法について取り扱うこととして、国民主権と関連づけて、政治は国民生活の安定と向上を図るために大きな働きをしていることと我が国の民主主義は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを学習することになっています。配当時数は16時間前後で、学校では主に11月から1月にかけて学習するよう計画されております。

中学校では、3年生の社会科の公民的分野に位置づけております。この公民的分野は、民主主義に関する理解を深めるとともに、国民主権を担う公民としての必要な基礎的教養を培うことを目標としております。政治、選挙にかかわっては、まず、人間の尊重と日本国憲法の基本的原則として、人間の尊重についての考え方、基本的人権、法の意義と法に基づく政治の大切さと我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われているとの意義について取り扱います。また、民主主義と政治参加として、地方自治の基本的な考え方、地方公共団体の政治の仕組み、住民の権利や義務と地方自治に寄与しようとする住民としての自治意識の基礎、国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらましや政党の役割、議会制民主主義の意義、多数決の原理とその運用のあり方、さらに法に基づく公正な裁判の保障、民主政治の推進と公正な世論の形成や国民の政治参加との関連、選挙の意義などについて取り扱うことになっております。配当時数は22時間前後で、学校では主に2学期の後半に学習するよう計画されています。

以上で深見議員の質問にお答えいたします。

○議長（館田賢治君） 選挙管理委員会事務局長・島田君。

○選挙管理委員会事務局長（島田哲男君）（登壇） 引き続き選挙管理委員会に関してのご質問にお答えいたします。

本日、選挙管理委員会藤田委員長は健康上の理由により出席できませんので、答弁につきましては、委員長から委任されました私のほうからお答えいたしますので、ご理解をいただきたいと思います。

議員ご承知のように、選挙制度において選挙が公明かつ適正に行われることを確保し、民主政治の健全な発達を期することを目的としており、本年6月には公職選挙の選挙権を有する者の年齢を満20歳以上から満18歳以上に改める公職選挙法等の一部を改正する法律が公布され、来年6月19日から施行することとなりました。

初めに、本町の選挙時における投票率についての所見のお尋ねでございますが、議員ご指摘のとおり、国政選挙を初め地方選挙の町議会議員選挙において投票率が低下傾向にあることは、民主政治の発達に影響を及ぼすことも懸念されるところであります。

また、投票率の低下要因につきましては、有権者それぞれの方の事情により投票がなされなかったものであり、そのことを評する立場にないものと考えております。

また、そのことに対する実態調査等についても、現時点で特に行う考えは持っておりません

が、各種選挙時の啓発、周知等を通じて、投票率向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、20歳代の投票率についてであります。これまで全有権者の年齢別投票者数の統計はとっておりませんが、本年4月に行いました知事選挙において、標準投票区である役場投票所のみ調査をしており、参考までの数字ではありますが、20歳代の投票率は49.01%となっております。

2点目の有権者に対する投票する機会の確保等についてのお尋ねであります。現在の選挙制度においては、有権者の都合や実情に合わせた投票方法として、期日前投票や不在者投票、郵便投票等といった制度改正がなされているものと考えており、今後も国が制度内容を検討する中で、必要に応じて法改正がなされるものと考えております。

3点目の有権者が満18歳以上へ引き下げとなった場合、直近の選挙での本町有権者数についてであります。4月に行った町議会議員選挙で申し上げますと、選挙人名簿登録者数6,623人に住民基本台帳上の満18歳及び満19歳の人数102名を加えますと、合計で6,725名の有権者数となります。

4点目の若年層への啓発活動についてであります。各選挙時の広報等及び新有権者の二十の方々には、成人式において選挙ガイドの冊子を配付しており、法改正により新たに満18歳以上の方が有権者となりますので、10月には標茶高校で生徒会選挙を通じて模擬の選挙投票を実施した際、実際に使う記載台や投票箱等の備品を使い、選挙への関心や大切さ、心構えなど意識を高める一助となったものと思います。今後も標茶高校を初め各団体等のご理解をいただきながら、選挙啓発を推進し、投票率の向上に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○4番（深見 迪君） 2点ほど再質問なのですが、1点目は、私は従来の啓発活動とあわせて物理的に、これは実際の投票行動を見てみますと、隣近所の人とか親戚とかいうようなことで、不自由な人たちを車に乗せたり、いろいろ自発的に行われているのですけれども、単に必要に応じて法改正がなされると思うというだけではなくて、そういう投票率を上げるための物理的な行動を役場としても考えてはどうなのかという問題提起をしているのですよ。だから、それについてはどうなのかということですね。

それから、2点目は、これは私の質問の仕方が悪いので、答弁に限界があれば要らないのですけれども、18歳以上の選挙権、これが決議された、国会で決まったということは、全国的に見ても、全町民的に見ても、大変な大改革なのです。これは単に選挙管理委員会の実務でどうこうするというだけではなくて、このこと自体を我々はどう捉えてどう考えるべきなのか、肯定的に捉えるべきなのかどうなのかというようなことを含めて、全町的に考えていかなければならないことではないのかというふうに思っているのです。したがって、今回の質問の中に

はそういう意味のことを入れたかったのですが、抜けてしまいましたので、選挙管理委員会に限った答弁にしかならないので、まだ日にちがありますので、いつ選挙があるかわかりませんが、この次の選挙まで日にちがありますので、改めて全町民のあるいは本当に役場もかかわって政治に参加していく若者をどうつくり上げていくのかという課題にどう向かっていくのかということについては、改めて質問を考えておきたいなというふうに思いますので、2点目については答えるすべがなければよろしいのですが、1点目の物理的な行動をもうちょっと頑張ってみてはどうかということについてはいかがでしょう。

○議長（館田賢治君） 選挙管理委員会事務局長・島田君。

○選挙管理委員会事務局長（島田哲男君） お答えいたしますが、議員ご承知のように、選挙管理委員会の役割と申しますか、自治法上での選挙管理委員会の実際に行う内容と申しますと、選挙を公平、公正にきちっと行う、それから選挙についてのそれぞれ啓発、広報等を含めて行うということになってございます。その部分の範疇で、どう選挙管理委員会が行っていくかという部分がありますから、うちの部分でどこまでというのは限界がございまして。それで、それぞれ地域の方々の投票のしやすい環境をどうするかというのは、先ほど答弁で申し上げたとおり、法改正で期日前投票、これはかなりのそれぞれ都合を、投票日前に投票できるという制度です。その活用、あるいは不在者投票、それから郵便投票もございまして。そういった制度の中で、それぞれ投票の環境を高めてきたという経過がございまして、選挙管理委員会の制度の中でどうそういった住民の方々と有権者の方々の要望に応えるかということまで進めてきていますので、その部分をぜひとも住民の方々に啓発なり周知をしていきたいというふうに考えますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） 今回の答弁なのですが、先ほどの答弁とほとんど変わらないということ、選挙管理委員会ではそれが限界だということだというふうに捉えていいですね。そういうこともあって、私、質問をもう一回考え直して、機会があればこの次に質問したいというふうに思います。

とにかく高校生を、現職のと言ったら変な言い方ですけども、現高校生を含めて18歳以上の、私たちから言えば子供たちといいますかね、この方たちが政治に参加するようになったということは、大変な変化なのです。民主的な政治をつくっていくという責任は我々にもあるし、町にもあるし、だからそういう点では私は単なる啓発運動、それから啓発の仕方をいろいろ工夫するというふうにとどまらないで、もっと原点に立ち返った議論が必要だと思いますので、そういう問題について、この次また質問したいというふうに考えています。そのことを申し述べて2番目に移りたいと思っております。

2つ目は、矢白別演習場における米軍の実弾射撃訓練実施に対する北海道と周辺4町連絡会議の要請の徹底、これを求める質問であります。

臨時会の中で町長から、かなり具体的な取り組み内容を伺いました。

そこで質問いたしますが、矢臼別演習場における「沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施」が本年も行われました。訓練実施に先立ち防衛局による説明会が行われましたが、従来行ってきた米軍のブリーフィングが行われませんでした。米軍は参加しなかったですね。住民と報道機関に対する納得いく説明は、当事者である米軍が行うべきと考えますが、町長はどうお考えでしょうか。

また、矢臼別演習場関係機関連絡会議では、その要請は行わなかったのでしょうか。

町長は第3回臨時会の行政報告で、11月9日に北海道、標茶町、厚岸町、浜中町、別海町で構成する矢臼別演習場関係機関連絡会議が今回の訓練に対し、訓練が固定化されないこと、夜間訓練の自粛、音の制限等々を申し入れ・要請を行ったと報告しましたが、その要請は守られていないと思いますが、実態はどうだったのでしょうか。

11月23日、これは防衛局が主催したのですが、その説明会に私、参加しました。防衛局長は、「周辺が酪農地帯であることを考慮して、搾乳時間を外して訓練を実施する。訓練の時間帯は8時半から4時半までと夜7時から9時半までとする」と説明しました。発射音、着弾音の害が大きい茶安別地域では、搾乳をしている農家もあります。説明会では他の町村からも、時間帯は酪農業の搾乳時間と合わないという意見も出ていました。とても考慮していると思えませんが、この点についても要請をするべきと考えますが、いかがでしょうか。

矢臼別の米軍実弾射撃訓練実施を開始するとき、日米政府は「移転訓練はキャンプハンセンで行われていたものと同質・同量とする」としていました。しかし、夜間射撃が実施され、申し入れ・要請は受け入れられているとは言えません。この点について抗議し、約束を守るよう強くさらに要請すべきと考えますが、どうですか。

以上です。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 4番、深見議員の矢臼別演習場での米軍実弾射撃訓練実施に対する北海道と周辺4町連絡会議の要請の徹底をとのお尋ねにお答えをいたします。

議員ご承知のとおり、「沖縄県道104号線越えの実弾射撃の分散・実施」につきましては、平成9年に沖縄の負担軽減という観点から、沖縄以外の国内5カ所の演習場での受け入れを決定し、今日に至っております。

この間、地元4町並びに北海道により設置されました矢臼別演習場関係機関連絡会議において、地元自治体や地域住民の安全・安心の確保と不安解消や負担軽減を図るべく要請活動を行ってきたところであります。

議員お尋ねのとおり、ブリーフィングにかかわる件についてであります。連絡会議としては、要望事項中「情報提供等について」という項目の中で、訓練内容の事前説明や訓練の公開などは確実に実施することを申し入れており、それに基づき実施されたものと認識をしております。説明につきましては、安全並びに円滑な訓練を実施するため、各種準備に集中したいとの理由で行われた昨年と同様に、防衛局からの説明となりましたが、質問内容については事前

に集約し、米側に確認した上での回答と伺っております。情報提供を求めることが一義的な要望であり、その手法については国家間の交渉事であり、自治体として踏み込めないところでありますので、ご理解を願いたいと存じます。

次に、各種要請にかかわる実態についてのお尋ねであります。要請につきましては、7つの柱立てを行い、17項目にわたる要請を行ったところであります。これに対し、おおむね履行されているものと認識を持っておりますが、後段の夜間の実弾射撃訓練については行わないこととの要請を行っておりましたが、残念ながら実施されたところであります。この状況に対し、11月26日、連絡会議を代表し、北海道知事から防衛局長に対し、周辺地域が全国有数の酪農地帯であることも踏まえ、地域住民の生活安定を図る上からも、地元の意向を十分尊重するよう再度要請を行ったところであります。

なお、茶安別地域の状況につきましては、連絡会議に対し実態を説明し、理解を求めてまいりますし、今後とも夜間の実弾射撃訓練の自粛につきましても、連絡会議を通し強く要請してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（舘田賢治君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○4番（深見 迪君） 今、町長が答弁なさった、説明された高橋はるみ知事の26日の要請、知事は要請の趣旨が生かされなかったことは残念だと。地元の意向を十分尊重するよう改めて要請すると求めているのですね。これに対してどう回答を行ったのか、回答されたのかというのは私聞いていないのでよくわからないのですけれども、夜間訓練は、これは道新でしょうかね、新聞報道でも出ていましたし、私たちの調査でも調べた内容と一致するのですが、合計288発打っているのですね、夜間に。私、これ射撃の当日、現地に入りまして、非常にみぞれが、猛吹雪みたいな中で訓練されていたのですが、実際に計測して、指示を出して、そして射撃をさせるというところに行って質問したのです。日本語で質問したのですけれども、通訳もいたので。誤爆、誤射の確率は大体何%ぐらいですかという質問をしたのですよ。そうしたら、何と答えたかといったら、ゼロだと言うのですよ。この間誤射したばかりなのに、ゼロだということにっこり笑ってその将校は答えていましたね。そういう意味では、ブリーフィングのこともあわせて、これだけ要請、同質・同量というのは約束ですよ、国家間の。こういう約束事があって、しかも夜間訓練については、現地を含めて知事もこれだけ要請しているにもかかわらず、私、聞く耳を持たないのかなと。あの安保関連法案が通ってから、さらにこれがエスカレートしているような気がするのですよ。

それで、感触として、町長、この連絡会議で申し入れして、申し入れはもちろん私、資料を持っているのですけれども、千葉元町長の時代からなので書いてあるのです、ちゃんとそれは、夜間訓練の問題についても同質・同量というのは。ずっと言い続けても、聞く耳を持たないというふうな態度に終始している。しかもさっき町長は国家間のことなので何ともという、それはそのとおりだと思います。そのことについてあれこれ言う気持ちはありませんけれども、こ

の国家間の約束事をも聞く耳を持たないというふうに私は感じたのですけれども、例えばこの夜間訓練の問題について、町長、どうですか、実際要請して、私は聞く耳を持たないのだなどというようなふうに感じたのですけれども、その点はどうだったですか。ちょっと生々しく教えていただきたいのですけれども。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。聞く耳を持たないのかどうかというのは私ちょっと判断はできませんけれども、要請を行って、それが実施されなかったということは事実であります。

○4番（深見 迪君） 質問を終わります。

○議長（舘田賢治君） 以上で4番、深見君の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前11時44分

再開 午後 0時58分

○議長（舘田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

11番・本多君。

○11番（本多耕平君）（発言席） では、私のほうから、通告に沿って町長のほうに所見を伺いたいと、このように思います。

本町の高齢者数は、第6期介護保険事業計画では平成29年度には2,470名、高齢化率32.2%を見込まれております。今後とも高齢者が健康で生き生きと生活でき、住みなれた地域で継続した生活が送れるような施策、対策がますます必要、そして強力に推進していかなければなりません。

しかしながら、さまざまな要因から老人ホームへ、または民間施設へ入所せざるを得ない方々、あるいはまた病気、けが等で病院に入院される方々など、介護、治療を受けている住民が数多くおられます。

このたび安倍内閣が打ち出した介護離職ゼロを目指す施策に関連するわけではありませんが、ことし6月、NHKの「おはよう日本」の放送で、ノーリフトケアの取り組みが取り上げられました。この内容は、ノーリフトケアを取り入れ、職業病とも言われる腰痛を予防し、労働環境を整え、よりよいケアの提供を考えましようとの内容と私は理解しております。

過日、やすらぎ園長とも意見交換をしてみました。町として今後、病院、介護施設職員の労働環境改善、また入園者、入院患者の処遇改善に最も必要と考えるノーリフトケアの導入、もしくは取り組みを考えていくことが私は大事と考えております。町長の所見をお伺いいたします。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 11番、本多議員のノーリフトケアを導入すべきと考えるとのことにお尋ねにお答えをいたします。

ノーリフトの考え方につきましては、1996年、オーストラリア看護連盟が看護師の腰痛予防のために提言した後、1998年に人力のみによって患者さんに移乗することを禁止した指針として採用されたものです。日本においても、持ち上げたり抱えたりすることで腰痛を発生し、職員がやめる理由につながり、人材不足の原因の一つにもなっているとされ、この新たな手法が注目を浴び、2009年から普及されてきております。腰痛予防のポイントとしては、1つ目は腰痛にならないよう体全体を使う動作の工夫をすること、2つ目は福祉用具を積極的に活用することです。

町立病院及びやすらぎ園では、ベッドからストレッチャーに移乗する場合、以前は抱きかかえの介助を行っていましたが、現在では職員に過度な負担がかからないよう、滑りやすい布を体の下に敷く福祉用具のスライドシートを使用し、複数名で介助しており、また、おむつ交換をする場合は、職員の身長に合った高さに調節ができる電動ベッドの導入、体格のよい方については2名介助で対応するなど、介護負担の軽減を図るとともに、介護職員や看護師の腰痛発生要因も配慮するなど、労働環境改善に努めております。

なお、やすらぎ園では、このことを施設ケアプランにも位置づけているところであります。このことにより、介護される入院患者や利用者も無理のないケアを受けることで、けがや転倒などのリスクが軽減でき、処遇改善につながっていくものと考えております。

議員ご指摘のとおり、ノーリフトケアにつきましては、腰痛予防とよりよいケアの提供を行うことを目的としておりますが、先ほどご説明しましたとおり、町立病院及びやすらぎ園では、介護に当たり、複数名の介助や福祉用具を利用した介助を実施しており、現在、ノーリフトの考えに沿って導入が始まっております。今後、新しい用具や機器が開発されてくると思いますが、入院患者や利用者の状態に合わせた介護器具や福祉用具の有効活用を図るべく検討していくとともに、職員研修の実施により、介護知識や技術の習得などによってさらなる労働環境の改善に努めながら、安全・安心なサービスの提供を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

11番・本多君。

○11番（本多耕平君） 今、町長から、私の質問に対する答弁をいただきました。

ご案内のように、本町においても、前段申し上げましたように、いわゆる高齢化する中で、これからますます介護施設、さらにはまた介護人の要望、あるいはまた要請はしていかなければならないと、このように強く思うところであります。

そんな意味で、今、町長の答弁の中で、このノーリフトケアの仕方についての町としての考え方、さらにはまた、やすらぎ園あるいはまた病院等々でのその考えに沿ってのいわゆる介護

の仕方ということを今後とも進めていきたいと。当然、そのようにお願いをしたい。お願いをしたいと言ったら、また町長に、皆さん方議員は願回事で終わると言われますから、私はそのような方向でぜひ施設ですとか、あるいはまた病院等もしていただきたい、このように思うわけです。

ただ、そこで今後考えられることとして、先日、園長とも十分意見交換してきたのですが、いわゆるリフトケアの考え方というものを、介護士あるいはまた病院等の中で全ての者がそういう講習ですとか研修を受けられる、なかなか人員的に厳しいところがあると。考え方としては私は指導はしていくけれども、全ての介護職員あるいはまた病院等の職員がそれをマスターすることは非常に難しいという実はお話を受けました。さらにはまた、ノーリフトのケアということで、敷布の問題、あるいはさらに近年、介護器具の改良が進んで、昔とはかなり違ってきていると。そういう意味では、ますますこのノーリフトケアの考え方を職員に周知徹底、あるいは技術、考え方を習得させていかなければならないという、いわゆる町としての一部悩みがあったように私は理解をしておりました。

そんな中では、ぜひ町長、今お答えの中で、ますますこのケアの仕方が重要性を、町長も今お答えになりました。ぜひとも新年度予算の中ですらでも結構です。結構というよりも、ぜひ新年度の中で、やっぱりそういう職員養成をできるような体制を確立していただきたい。

さらにはまた病院の問題ですけれども、なかなか私もちょっと事務長とお話ししたかったのですが、時間がなくてお会いすることができなくてお話しできなかったのですけれども、特に病院問題等を言いますと、ニュースあるいはまたこの報道の中では、治療を受けている患者さんがこのノーリフトケアを進めることによって、入院して治療するわけですから、立てなかったあるいはまた寝たままの患者さんがこのケアをすることによって自立することができたという実は報道も私は内容で聞いておりました。そんなことから考えますと、今の病院の中で、しっかりとやはり、予算も伴い、あるいはまた病院、病室の中の模様もありますけれども、ぜひともこの考え方を重んじる治療、診療体制を確立していただきたい、このように思いますが、再度町長にお願いしたいことは、繰り返します、職員も含めてこのケアに対する技術の習得、さらにはそれに伴う器具、機材の予算をぜひとも組みながら、このノーリフトケアの考え方を尊重していただきたいということを希望いたしますが、町長さんのご答弁、もう一度いただきたいと思えます。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをします。

先ほどもお答えをしておりますけれども、そういった方向で進んでいきたいと。ただ、現時点で来年度予算措置をどのようにかということ、これは何度も申し上げますように、全体の中で優先順位をある程度選択をしながら決定していかなければいけないという状況でありますので、それにつきましては、今、新たに新年度でこういった形で予算をとということにはお答えできませんので、ぜひそれについてはご理解をいただきたいと思えます。

○11番（本多耕平君） 終わります。

○議長（舘田賢治君） 以上で11番、本多君の一般質問を終わります。

1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君）（発言席） 私は、今ここに通告書をもとに質問をさせていただきたいと、こう思います。

件名は、食肉加工センター建設の見通しについてという題であります。質問内容について、我々議員もデリケートな問題、そういう案件ということで、議会での発言、これを控えてまいった次第であります。しかし、その結果、何を得心かといえ、いまだに建設予定地も定まらず、いたずらに時を失うばかりで、その方向性も見えてはいない。また、町長の考えは町民に伝わらず、中には半ば諦めといら立ち、さらには町長のリーダーとしての資質を疑問視する声もあること、このことはまことに残念に思うわけであります。標茶町民に対して、今の状況と今後の展望をわかりやすく説明していただきたく、以下について質問をするものであります。

1つ、厚岸漁協との話し合いにおいて、今までどのような提案をなさり、その回答はどのようなものであったのか伺いたい。

2点目についてであります。建設予定地の確定はできたのか、このことを伺いたい。

3つ目といたしましては、建設に向けて今後の予定を示していただきたい。

この3点であります。よろしくご答弁のほどお願いいたします。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 1番、櫻井議員の食肉加工センター建設見通しについてのお尋ねについてお答えをいたします。

ご案内のとおり、昨年4月に釧路、根室の両農協組合長会から、公設民営方式による設置要請が本町になされ、その後、国などの交付金採択を目標とした条件整備のための施設建設計画や運営に当たっての内容整理、あわせて建設予定地の選定、これら課題解決や推進の方向性を打ち出すため、平成27年3月21日、関係する組織の長である釧路地区農協組合長会、根室管内農協組合長会、ホクレン酪農畜産事業本部長、北海道畜産公社代表取締役社長、標茶町長、オブザーバーとして釧路総合振興局産業振興部長、根室振興局産業振興部長をメンバーとして設立した根釧と畜場・食肉加工処理施設整備検討委員会を中心に、関係者との話し合いを進めてきたところであります。

その中でも下流域関係者との話し合いに関しては、慎重に進める必要があるとの考えのもと、議員の皆様にはこの間、この取り扱いについて最大限のご配慮をいただいていたところでありますが、議員ご指摘のとおり、同意に向けた話し合いが難航し、建設予定地の決定に至っていない状況であります。

1点目のお尋ねにある厚岸漁協との話し合いにおいて、どのような提案をして、その回答はどのようなものだったのかですが、昨年、設置要請がなされた後、建設予定地の選定を農協組合長会承認のもと決定した後、漁協との同意に向けた話し合いをしてきております。話し合い

における提案内容は、施設の建設計画の中の浄化施設の概要、そこから排出・放流予定の水量や水質、それが流域河川にどの程度の負荷量となるか、さらには、より自然に近い状態での放流も考慮した浄化方式の追加提案や上流域関係者の責務としての河川流域の環境保全の取り組み、あわせて湖水環境の保全に対する支援提案をしてきております。その回答については、施設の必要性の理解はいただいているところでありますが、提案内容の評価ではなく、汽水湖という特異性のある海域に対して処理水が流入することによって、何かしらの環境変化が起き、将来的に生産に支障が出るのではないのかとの懸念から、同意をいただけていない状況であります。

2点目の建設予定地の確定はできたのかというお尋ねであります。ご案内のとおり、両農協組合長会から新たな候補地探しとその関係者との話し合いを進めてほしいとの要請を受けたこともあり、現在、今まで話し合いを進めてきた候補地も含め検討し、絞り込み作業を進めているところであります。新たな候補地の場合は地権者や周辺住民の理解、あわせて下流域関係者との話し合いが必要でもあり、現段階で建設予定地を確定するには至っておりませんが、できるだけ早い時期に確定ができるよう努力をしまいたいと思っておりますので、ご理解願います。

3点目の建設に向けて今後の予定を示していただきたいとお尋ねであります。今、説明いたしました建設予定地の確定がなければ次に進まないことは事実であり、まずはその作業を急ぐことが重要であると考えております。これまで平成28年度着工、平成29年度中の完成というスケジュールをお示ししているところでありますが、建設予定地の確定に向けた話し合いの状況によって、その後のスケジュールにも大きく影響することから、今後の状況を踏まえ、スケジュールの見直しが必要となった場合については、その都度その後の予定についてもお知らせさせていただきますので、ご理解を願います。

いずれにいたしましても、この食肉加工センターは根釧地域の酪農畜産業にとって絶対に必要であるという考えに変わりはありませんが、町民に対し考えが伝わらない、リーダーとしての資質を疑問視するとの声があるとのことでもありますので、これらを真摯に受けとめ、議会を初め関係する機関との緊密な連携により、建設に向けて最大限の努力をしまいたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 余りこの問題については、深く深く掘り下げるといことは、これからも相手との交渉もあることでしょうか、ほとほとさようにとどめておきたいと思うのですが、1つ、振興局のこの役割というのは果たしてどこまで機能しているのか、自分としては非常に疑問視しているところなのです。やっぱりお互いに上流、下流という中での話し合いがつかないとなれば、振興局あるいは道などが中に入っていただいて、相撲の行司で言ったらその軍配の采配をしていただくと、そのようなことも必要になってくるのではないかと、あるいは全

国、全道を通してこういう事例、事案について、他の地域において解決している、そういうことを精査されているのか、そこらもお聞きしたいのが1つと、それからもう一つは、もうちょっとチャンスというか、時というのは時には流れ、そしてその時の流れには勢いというものがあるのです。その時を逸してしまうと、なかなか色あせ遠のいてしまって、後から失敗したなというような話になってしまう。ですから、このことをもっと早く、スピーディーに町民にわかりやすいような形でアピールしていただくような考えはないのか、お聞きしたい。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 何点かのお尋ねでありますけれども、まず、振興局、道の役割につきましても、事業申請先でもありますし、この事業を推進していくときに、本当に私どもの地域にとっては必要だということをまず道にご理解をいただき、国にご理解をいただくことが、これが先決であります。それにつきましては、振興局のご指導をいただきながら、着々と事業計画等も作成をし、進めているところであります。いつかの段階で道が中に入ってという、ご意見としては承っておりますけれども、現実問題としては道は地域からの要望をどうやって実現させていくかということでありまして、その問題が相反する利害ということになりますと、それは地元のほうで解決をした上で道にというのがこれは筋ではないのかなと私は考えておりまして、私どもが先ほど申し上げましたように、この事業がどうしても必要だということで組合長会さん、行政と一緒にたつとついております整備推進検討委員会の中で、こういった努力をまずすべきではないのかなと、そのように考えております。

それと、時をという、それは当然そういったことはあろうかと思っておりますけれども、何せ相手のあることでありますので、それとご理解をいただきたいのは、この事業はいわゆる根釧の農協組合と、それから行政と一緒に進んでいる事業でありまして、それに対していろいろな課題が起きたごとに、その都度、皆さん方のご意見も承りながら一つずつ前に進んでいかなければならないという状況もあるということも、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 今、町長の答弁の中に相反する利害関係というお言葉があったわけですが、揚げ足をとるわけではないですけれども、下流域が反対なされば、上流域は何もできないような状況に陥ってしまつては困るなど、こういうことを私は懸念するわけなのです。

そして、それは私の懸念でいいのですけれども、もう一つは、来年の3月31日をもって大楽毛にある釧路の屠場は閉鎖に相なるわけでありまして、その家畜はどうなるのかということになりますと、私もいろいろ政務であちこち聞かせていただいた中では、根室においては東藻琴に持っていったらいかがかと。釧路については、今の楽毛のところをストックヤードとして、さらに帯広に持っていくと。こんなようなお考えがあるみたいですが、この屠畜場が早く決まらなないと、農家の庭先における負担というのはずっとふえるわけですね。当然、農家は農協に対して助成金を要求してくるであろうし、また農協はホクレンに対して補助をいただきたいというお話をなさるでしょう。当然、本町にも何がしかの運賃助成を賜りたいというようなこと

になってくると思うのです。そうすれば町もほっておけないわけですから、来年度以降の予算において、やはり何がしかの助成をしていくとなれば、この町税にもかかわってくるものなのです。ですから、相手はなかなか難しい相手かもしれませんが、町長、これはひとつ、額に汗して何とかやるのだと、強い意志を示しながら、町民に頑張っていますよという形を示していただきたい。決意のほどをいま一度お願いしたい、こう思います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

額に汗して頑張れ、私としては今までもできる限りの最大限の努力をしてきたというつもりでおります。

利害が反すると私が先ほど申し上げましたのは、つくりたい、つくられるのは嫌だという、これはもう単純に利害が相反しているわけで、これは産業だけの問題ではなくて、地域住民を含めての問題であります。そういったことも含めて申し上げましたので、ぜひその辺についてはご理解をいただきたいと思います。

それと、これは何度も繰り返しになりますけれども、私どもとしてはどうしても必要だということを進めている話でありまして、できるだけ早期にということは今までも申し上げてまいりましたし、ただ、来年の大楽毛の屠場の閉鎖につきましては、これは農協組合長さん会のほうでホクレン畜産公社と合意に至ったというぐあいに私は聞いておりまして、その後どういう形であるのか等々については、私どもに具体的な要請はございませんので現在は考えておりませんが、いずれにしても大きな問題であるということは認識はしております。ただ、それはあくまで経済行為でありますので、経済団体さんがそこら辺をきちんと判断されてということだと思いますし、それとやはり重要なことは、できるだけ早く新工場のめどをつけるということが私は重要だと思っておりますので、そういっためどがついた段階でこの問題もひょっとすると状況変化があるかもしれないということは、そういったことを指摘されている関係者もいらっしゃいます。

一番大事なことは、これは建設をしたいと思う、いろんな方がいらっしゃいますが、やはりこれが一つの目標に向かって進んでいくということが非常に大事なことでありまして、いろんなご意見をおっしゃるのは、それはそれで私どもは否定する何物もありませんけれども、やはりそのことが、どうしても一つにまとまってほしいという気持ちが伝わっていないことが今回の状況の大きな要因という指摘されるという声もあります。したがって、私どもとしては、やはり上流域で建設をしたいと考えている農業関係者、それから自治体が心を一つにして、どうしても必要なものだとすることを地域、道、国に対してこれからも粘り強く主張していくことが一番の近道だと、そのように考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 今、町長の一生懸命頑張りますという、そういうお言葉と、このように解して、私の質問はこのぐらいでおさめさせていただきたい、こう思います。大変失礼しま

した。

○議長（館田賢治君） 以上で1番、櫻井君の一般質問を終わります。

2番・後藤君。

○2番（後藤 勲君）（発言席） 私の通告をしているのは、町発行の敬老パスが不評なため、改善する考えはないかと、こういうことなのですけれども、中身については、現在、70歳以上の町民に発行されている敬老パスはほとんどの人が使用しておらず、街の中を行き来するバスもないわけですけれども、使用しているのは遠方から来る人が病院等に来るため、ほんの数人しか利用しておらず、意味がない。

また、ふれあい交流センターの入浴も、1日10人足らずしか使用していない。ただ単に70歳になったからといって発行しているだけでは意味がなく、もう少し町民に値のある改善方法を考えるべきではないか。

以上ですけれども、どのようにお考えですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 2番、後藤議員の町発行の敬老パスが不評なため、改善する考えはないかとお尋ねにお答えをいたします。

敬老パスにつきましては、満70歳の誕生日を迎えられた町民、また満70歳以上で標茶町に転入された方々に敬老パスを贈呈しており、町内6路線の町有バスの無料乗車とふれあい交流センターの入浴のご案内をさせていただいております。

町有バスの利用状況につきましては、平成26年度の利用者は1万8,184人で、そのうち全額免除者（敬老パスのほか身障者も含む）は9,514人で利用者の52.3%、1日当たり36の方が敬老パスをご利用いただいております。地域の高齢者の皆様にとっては、敬老パスを通院等の手段として有効にご活用いただいているものと思っております。

現在、地域包括支援センターにおいて、高齢者の移動手段に関する聞き取りのアンケート調査を町内の老人クラブの会員、要介護者を対象に行っております。集約には時間がかかりますが、さまざまな意見が寄せられておりますので、それらを参考にしながら、引き続き町民の皆さんが利用しやすい交通手段の確保について、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、敬老パスを使用したふれあい交流センターの入浴についてのお尋ねですが、ふれあい入浴では、平成26年度実績で男性の利用は1,127名、1日平均11.3名、女性の利用は1,184名、1日平均8.2名、合計では2,311名、1日平均9.4名の利用となっており、このほか介護浴室利用は170名、家族入浴室利用252名、医師の指示によりますりハビリ入浴314名となっており、健康増進を目的とした施設として一定のご利用をいただいていると理解しておりますが、ふれあい入浴については、議員ご指摘のとおり、1日平均10人程度で推移しております。これまでも利用しやすい環境づくりの検討や要介護認定者等については、週2回の入浴に利用回数を拡大するなど、民間事業者との調整を行いながら進めてきたところであります。今後につきましては、現在の施設につきましては平成10年12月から入浴を開始し、17年が経過したところであ

りますので、施設の老朽化等によりまして入浴施設、温泉施設の維持補修に経費がかかる時期になるものと想定をしております。また、民間事業者との連携やすみ分けでこれまで以上のサービスの向上を図れないかなど、総合的判断をしてみたいと考えております。

引き続き敬老パスが町民の皆様に喜んでご利用いただける付加価値の高いものとなるよう検討をしてみたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（舘田賢治君） この際、再質問があれば許します。

2番・後藤君。

○2番（後藤 勲君） 今、総体的な話を伺ったわけですがけれども、今現在、この敬老パスについては、70歳以上を超えた人に、何名に渡してあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（舘田賢治君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

70歳以上の町民全員に配付しておりますので、おおよそ1,800人前後が敬老パスを持っていると思っております。

○議長（舘田賢治君） 後藤君。

○2番（後藤 勲君） 町長の今の話からすると、このバスを利用している人は一応1日36人ぐらいのということは聞いていますけれども、ただ、バスを利用していると言いながら、敬老パスを使っているかどうかということはどこでわかるのですかね。

○議長（舘田賢治君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

敬老パスの利用者につきましては、毎日の使用の運転手さんからの日報の中で、何名の利用ということで提出がありますので、それによって年間幾ら等の数字が出てございます。

○議長（舘田賢治君） 後藤君。

○2番（後藤 勲君） 運転手さんから聞いたということなのですがけれども、結局、地域によって6カ所ですよ。これ、そうすると、この敬老パスを使って例えば虹別、沼幌、御卒別、磯分内、阿歴内、茶安別、これらについてはこの敬老パスを使っている人というのはどの程度いるのですか。

○議長（舘田賢治君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えします。

細かい資料はちょっと置いてきてしまったのですが、先ほど町長の答弁で、バスの利用者の全額助成者というのが先ほど言った敬老パスあるいは障害のある方も無料になっておりますのでその方も含まれるのですが、利用者の52.3%が全額免除の方ですので、バスの乗車の方々がその地区によってばらつきがあるかもしれません。ですが、おおよそ半分の方は敬老パスを恐らく使われている利用者ではないかというふうに推察されます。

○議長（舘田賢治君） 後藤君。

○2番（後藤 勲君） 私がここで言っていることは、敬老パスをどのように使っているかと

ということなのです。全体で何人が乗ってきているとかどうのこうのという問題ではないわけですよ。ということは、私も運転手の人からも一応聞いたのですけれども、例えば1日にどの程度乗っていますかと、こういうことを聞いたときに、虹別は大体3名だと。沼幌は5名、御卒別は3名、磯分内7名、阿歴内は七、八名、茶安別六、七人、ただ、今は2カ月に1回病院へ来る人がいますので、必ずしもその日にそれだけの人が乗っているということにならないと、こういうことなのですよ。

それと、いかにこの不評かということをつけ加えますと、街の中に70歳以上のこのパスの券を持った人がたくさんいるわけですよ。この人たちはどうやって乗るのですか。バス停もない。これをただ70歳の誕生日になったから、ぱらぱら出せばいいというものでないということなのです。この数字を見ると、1,800人に出したとすれば、大体30人そこそこですよ、使っている人が。そうすると、その数からいくと2%ぐらいしかならないわけです。こんな不評なパスをどうして今までただ出しているのかと。ただ、このパスを使ってほかから乗ってくる人は、それはそれでいいですよ。だけれども、街の中の人にしては何の恩恵もないのですよ。

風呂にしても、この券には風呂に入れますよとなっていますけれども、風呂に行っている人はこのパスを利用して来た人が入っているかといったら、そうではないと。結局、街の中の人が、同じような人がただ毎日のように入っているだけの話なのです。もう少し改善する考えはないのかと、こういうことなのですけれども、どうですか。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

先ほどの町長の答弁の中にも、現在、包括支援センターのほうにおいて高齢者の移動手段の聞き取りの調査をしています。それにつきまして、一番の目的は、高齢者の受診、病院にかかるための足をどうやって確保していくかということが一番のアンケートの目的だったのですが、今、聞き取りの途中の段階でも、いや、実は受診は月に1回か2回なので、それよりも例えば日常の買い物の手段としての足の確保が問題なのだとか、さまざまな声は実は寄せられています。また、議員ご指摘のように、市街地の交通手段の確保についても、以前からもこれについては話題になっておりますので、それについても、今、今回、アンケート調査、聞き取りでやっています。老人クラブは職員が赴いてやっています。それから、要介護者については、ケアマネジャーを通じて聞き取りをさせていただいていますので、少し時間がかかりますが、それらをまた庁舎内に関係部署、さまざまな部署が関係すると思いますので、それらの中に情報共有しながら、これから高齢者の足の確保にどういう手段を確保していったらいいのかとか、そのことによってこの敬老パスのあり方も付加価値がつくものと思っておりますし、その辺で引き続き検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 後藤君。

○2番（後藤 勲君） 確かにそういう話が進んでいるということで、アンケートの状態がどういう形になって出てくるかわかりませんが、実際にはこの街の中でこの敬老パスが当

たった人にしては、こんなもの何に使えるのだと、何のために出しているのだと、そういう不評があるから私はここで話をしているわけです。

結局、先ほども言ったように、街の中にそのバスが通ってみたところで、結果的にはバス停も何もないからどうやって乗ったらいいのかと。まして在のほうで病院に来る人たちについては、1週間に1回しか昼に帰るバスがないと。ということは、毎日のように例えば病院に来てかかって午前中で終わったからバスに乗って帰るというようなことができるのであれば、それが1週間に1回しかできない。本当にこの使い道が悪いと。こういうところが問題なのですよ。

ということは、今、そのアンケートの結果がどのような形になって出てくるかわからないですけれども、とりあえず弟子屈の例をちょっと挙げてみますと、弟子屈は100円券がついて、これが3,000円分、バスに乗ろうとタクシーに乗ろうとそれは自由に乗ってくださいと。こういうようなことをやっているわけです。例えば3,000円なら3,000円の券があったとすれば、病院に通うにしても、500円のバス券を出して550円かかったら50円出せばいいわけです。それだけでも5回や6回病院に通えると。このほうがよっぽど値があるのでないかと、こういう話もあるのでありますが、そのような考えを持つ気はありますか。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） いろいろなお意見があろうかというのは十分存じ上げておりますし、それから地域のいわゆる足の確保をどうしていくのかというのは、これはこれまでも何度も私ども考えてきて、何かいい方法はないのかな等々、探っているのが実態であります。ただ現実問題として、いわゆるコミュニティーバスといいますかね、そういった事業を先行された地域は、ほとんどこれうまくいっていないのです。いわゆる財政負担が非常に大きくなってきて、維持できなくなっているという事情があるわけです。私どもは、いわゆる高齢者の運転免許をできるだけ返納していただきたいということも理解をしていますし、そのためにどういった対策ができるのか等々について、本町が可能な施策等について検討をしている、そのためのアンケート調査を実施しているということでもあります。

それと、使い道がない敬老パスと、これは必要な方が使われるための敬老パスでありますので、必要とされない方が別に敬老パスをもらったから、だから不評ということには多分ならないと思います。そうではなくて、地域全体の高齢者の足をどう確保していくのかということだと思いますので、そういった意味では先進事例等々も参考にしながら、本町で持続可能な政策ということ、当然財政負担が伴いますので、そういったことも含めて研究をして何らかのご提案をしたいと考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（舘田賢治君） 2番・後藤君。

○2番（後藤 勲君） 最後になりますから、これだけのことを考えているのであれば、その結果は後で当然出てくると思いますので、そのときにまたこの場ででもお知らせをしていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

終わります。

○議長（館田賢治君） 以上で2番、後藤君の一般質問を終わります。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君）（発言席） 通告いたしております障害者地域生活支援事業について伺いをしたいというふうに思いますが、先ほどの渡邊議員の中にも、この福祉計画においても示されておりますが、年々、障がいを持たれている方々、子供も含めて人数がふえてきているのが実態ではないかというふうに思いましてご質問させていただきたいというふうに思います。

平成25年4月より障害者自立支援法が障害者総合支援法、つまり障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正されました。この法律は、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を実施し、障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的としています。障害者地域生活支援事業には、ご承知のとおり、必須事業と市町村の判断によって自立した日常生活または社会生活を営むための必要な事業、任意事業があります。

本町の実施している任意事業の一つに、自動車運転免許取得・改造助成事業がありますが、この事業対象者は障がい者のみで、要件も身障手帳1、2級を有する肢体不自由児・者となっていて、障がい児のいる世帯は対象となっております。

障がい児も日常生活や社会生活を営むことができる環境づくりは当然必要と考えます。北海道も、この事業の自動車改造助成に対して、障がい児のいる世帯も対象といたしました。本町においても、この事業の対象に障がい児のいる世帯も要件に入れるべきと考えますが、いかがでしょうか。

そして、この事業は国が2分の1、道と町が4分の1の補助事業で、本町の助成額の上限は10万円となっております。助成金額を増額する考えはないかも、あわせて伺います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 9番、鈴木議員の障害者地域生活支援事業についてのお尋ねにお答えをいたします。

現在、標茶町においては、標茶町障害者用自動車改造費助成に関する規則の規定により、障害程度1、2級の肢体不自由者で、就労に伴い、みずからが所有し運転する自動車で行行装置及び駆動装置等の改造にかかわる経費を対象に助成を行っております。なお、現行制度では、自動車運転免許取得についての部分までは構築されておられません。

今後も、障がい児、障がい者がみずからの決定意思に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、分け隔てられることのない他者と共生することができる社会の実現が重要であると認識しておりますので、障がい児、障がい者の介護者が運転する自動車についても、助成対象とすることについて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） 9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 答弁1つ、金額の増額をとということもご質問いたしましたが、いかがでしょうか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

金額の増額についても、検討してまいりたいと思います。

○9番（鈴木裕美君） 終わります。

○議長（館田賢治君） 以上で9番、鈴木君の一般質問を終わります。

以上をもって、一般質問を終了いたします。

◎議案第70号

○議長（館田賢治君） 日程第9。議案第70号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君）（登壇） 議案第70号の提案の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、本年8月10日から11日にかけての豪雨により、被災した排水路を土地改良法に規定する土地改良事業として復旧するため、土地改良法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以下内容についてご説明いたします。

議案第70号、土地改良施設の災害復旧について。

土地改良施設の災害復旧について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項で準用する同法第88条第1項の規定により議会の議決を求めるというもので、災害の名称は8月豪雨災害、発生は8月10日から11日です。箇所番号及び事業名は、

①664-1 上多和1地区農業用施設災害復旧事業

②664-2 上多和2地区農業用施設災害復旧事業

③664-3 中多和地区農業用施設災害復旧事業というものです。

なお、被害状況は最大24時間雨量170.5ミリメートル、最大1時間雨量47.5ミリメートルの豪雨に起因する異常出水により3地区いずれも法面崩壊及び連結ブロックに不陸が生じ排水路の機能を失ったというものですが、地区ごとの復旧工事概要につきましては追加説明資料として災害復旧事業概要書を添付してございますのでそちらをご覧くださいと思います。

表紙をめくっていただきまして1ページ目であります、上多和1地区ですが復旧工事計画のところに記載がございます。機能回復を図る延長は40.65メートルで連結ブロックの布設替えが40.65メートル、張芝51平方メートルで査定額309万1,000円になります。

次に2ページになりますが、上多和2地区は、機能回復を図る延長が179.5メートルで連結

ブロックの布設替えが82.42メートルのほか特殊かご、帯工、法面復旧、土砂埋そく除去などで794万5,000円となっております。

最後に3ページ目になります。中多和地区は機能回復を図る延長が113.04メートルで連結ブロックの布設替えが92.32メートル、土砂埋そく除去などで査定額1,015万円になります。

以上で、議案第70号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第70号は、原案可決されました。

◎議案第71号

○議長（館田賢治君） 日程第10。議案第71号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君）（登壇） 議案第71号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、平成27年度分以後の課税及び納税の事務処理上、町税条例の一部を改正する必要があることから、ご提案申し上げるものです。

また、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年9月30日に公布されたことに伴い、平成27年度分以後の課税の事務処理上、町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する必要があることから、ご提案申し上げるものです。

改正内容につきましては、徴収猶予に係る規定の整理と国民健康保険税における減免の申請

書等に個人番号を記入することとしたこと及び先の9月定例会でご提案申し上げました一部改正の内容の修正であります。

徴収猶予制度につきましては、平成26年度税制改正に際して、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、国税の猶予制度について、納税者の申請に基づき換価の猶予をできることとするほか、従前の猶予制度について所要の見直しを行う等の措置が講じられたものであります。

あわせて、地方税の猶予制度につきましては、「平成26年度税制改正大綱」において、「国税の猶予制度の見直しや地方団体における実態等を踏まえ、引き続き検討する」との方針が示されていたところであります。

これらを受け、平成27年度税制改正において、地方税法総則に定める猶予制度について、平成26年度税制改正における国税の見直しと同様、新たに納税者の申請に基づく換価の猶予制度を設けるとともに、徴収猶予及び職権による換価の猶予について所要の見直しを行うこととされたものであります。

その際には、地方分権を推進する観点や、地方税に関する地域の実情が様々であることなどを踏まえ、申請による換価の猶予に係る申請期限などの一定の事項については、各地域の実情等に応じて条例で定めることとされたものであります。

国民健康保険税については、減免の申請書等に番号法による個人番号を記入することとしたものです。

また、先の9月定例会でご提案申し上げました税条例の一部改正の内容の修正であります。番号法施行による規定の整理を行ったものの一部に修正が加えられましたので、それらについて改正をするものです。

なお、国民健康保険税条例の一部改正につきましては、11月30日開催の標茶町国民健康保険運営協議会に諮問し、原案により答申をいただいておりますことをご報告申し上げます。

議案第71号、標茶町税条例等の一部を改正する条例の制定について

標茶町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次のページをご覧ください。

標茶町税条例等の一部を改正する条例

(標茶町税条例の一部改正)

第1条 標茶町税条例（昭和25年標茶町条例第65号）の一部を次のように改正するものです。

以下、内容については、議案説明資料によりご説明いたします。新たに追加するもの、大きな改正のある条文につきましては、改正文も併せてご説明いたします。

議案説明資料の2ページをお開きください。

区分、賦課徴収。

改正項目1番、徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付又は分割納入の方法で、条項は条例第8条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、徴収猶予に係る納付方法の見直しで、

徴収の猶予（徴収の猶予期間の延長を含む。）をする場合には、当該徴収の猶予に係る町の徴収金の納付又は納入について、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予をする期間内において、当該徴収の猶予を受ける者の財産状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができることとしたものです。

施行につきましては、平成28年4月1日。適用は、平成28年4月1日以後に申請される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、従前の例によるものです。

改正項目2番、徴収猶予の申請手続等で、条項は条例第9条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、徴収猶予に係る申請手続等の整備で、徴収の猶予（猶予期間の延長を含む。）の申請をしようとする者は、猶予該当事実の詳細、猶予を受けようとする金額、期間等を記載した申請書に、猶予該当事実を証するに足りる書類、財産目録、担保の提供に関する書類等を添付し、町長に提出しなければならないこととするほか、申請に係る補正の手続等の整備を行ったものです。

その内容の主なものですが、金額が100万円を超え、かつ、期間が3箇月を超える場合は、担保を要する。

申請書の訂正や添付書類等の訂正もしくは提出に関する期間は、通知を受けた日から20日とするものです。

施行及び適用につきましては、改正項目1番と同じであります。

次に、改正項目3番、職権による換価の猶予の手続等で、条項は条例第10条、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、徴収猶予に係る職権による換価の猶予の手続等の整備で、職権による換価の猶予及び換価の猶予を延長する場合、町長が必要があると認めるときは、財産目録、担保の提供に関する書類等の提出を求めることができることとしたものです。

施行につきましては、平成28年4月1日。適用は、平成28年4月1日以後にされる28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、従前の例によるものです。

改正項目4番、申請による換価の猶予の申請手続等で、条項は条例第11条、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、徴収猶予に係る申請による換価の猶予制度の創設で、滞納者が町税を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にさせるおそれがあると認められる場合において、その者が町税の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、町税の納期限から6箇月以内にされた申請に基づき、1年以内の期限に限り、滞納処分による財産の換価を猶予することができることとしたものです。

納付方法、通知等については、徴収の猶予と同様としたほか、申請に係る補正の手続等についても徴収の猶予と同様としたものです。

施行につきましては、平成28年4月1日。適用は、平成28年4月1日以後に28年新法第15条の6第1項に規定する納期限が到来する町の徴収金について適用するものです。

次に、改正項目5番、担保を徴する必要がない場合で、条項は条例第12条、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、徴収猶予に係る担保の徴取を不要とする場合で、担保の徴取を不要とする基準について、猶予に係る金額、期間を次のとおり設定したものです。

その内容は、金額が100万円以下、期間が3箇月以内の場合、担保を徴しないこととしたものです。

施行につきましては、平成28年4月1日。適用は、28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分については、平成28年4月1日以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された28年旧法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、従前の例によるものです。

28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分については、平成28年4月1日以後にされる28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、従前の例によるものです。

28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分については、平成28年4月1日以後に28年新法第15条の6第1項に規定する納期限が到来する町の徴収金について適用するものです。

議案の3ページをご覧ください。

上から3行目になります。

第8条から第17条までを次のように改める。

(徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付又は分割納入の方法)

第8条 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予をする期間内において、その猶予に係る金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 町長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予(以下この節において「徴収の猶予」という。)又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。)に係る町の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 町長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限

までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 町長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 町長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき町の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 納付し、又は納入すべき町の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額

(4) 当該猶予を受けようとする期間

(5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)

(6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

(3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 町の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第2項第2号から第4号までに掲げる書類

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 猶予期間の延長を受けようとする町の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第2項第4号に掲げる書類

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手続等)

第10条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月（町長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の町長が指定する月。以下この項において同じ。）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第11条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6カ月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月（町長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の町長が指定する月。以下この項において同じ。）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

3 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 町の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が

困難となる事情の詳細

(2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第9条第1項第6号に掲げる事項

(2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第12条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第13条から第17条まで削除

議案説明資料の4ページにお戻りください。中段の少し下くらいになります。

次に、改正項目6番、公示送達で、条項は条例第18条、改正内容は、条文中の字句の修正で、「地方税法（昭和25年法律第226号）。以下「法」という。」を「法」に改めるものです。

施行につきましては、平成28年4月1日とするものです。

次に区分、町民税、改正項目7番、町民税の納税義務者等で、条項は条例第23条第2項及び第3項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理及び条文中の字句の修正で、法人町民税における恒久的施設に係る規定を地方税法の改正に合わせて改正するもので、関係法令の改正による規定の整理は、第2項中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改め、条文中の字句の修正は、第3項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改めるものです。

施行につきましては、平成28年4月1日。第2項の適用ですが、平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については従前の例によるものです。

議案の8ページをお開きください。

上から5行目です。

標茶町国民健康保険税条例の一部改正

第2条、標茶町国民健康保険税条例（平成11年標茶町条例第33号）の一部を次のように改正するものです。

議案説明資料の5ページをお開きください。

区分、国民健康保険税、改正項目8番、国民健康保険税の減免に係る申請等で、条項は条例第25条の3第1項第1号、改正内容は、番号法に対応するための規定の整理で、国民健康保険税の減免の申請書に、番号法に基づく個人番号を記載することとしたもので、第1項第1号を次のように改めるものです。

第1号、納税義務者の住所、氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この条において同じ。）（個人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名）に改めるものです。

施行につきましては、平成28年1月1日（以下「施行の日」という。）適用は施行の日以後に行われる申請等について適用し、同日前に行われる申請等については、従前の例によるものです。

議案の8ページをお開きください。

中段の少し下になります。

標茶町税条例の一部を改正する条例の一部改正

第3条 標茶町税条例の一部を改正する条例（平成27年標茶町条例第33号）の一部を次のように改正するものです。

議案説明資料の5ページをお開きください。

あわせて、8ページの議案第71号資料②、第3条による標茶町税条例の一部を改正する条例（平成27年標茶町条例第33号）の一部を改正する条例新旧対照表もご覧いただくとわかりやすいと思います。

この第3条による改正につきましては、冒頭のところでも申し上げましたが、先の9月定例会でご提案申し上げました一部改正の内容の修正であります。

納付書又は納入書の記載項目に法人番号を追加するものとして規定しておりましたが、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年9月30日に公布され、その記載が不要となったため、番号法施行による規定の整理を行ったものの一部を次のように改正するものです。

議案説明資料の5ページをご覧いただきたいと思います。

区分、通則、改正項目9番、用語で、条項は条例第2条第3号及び第4号、改正内容は、納付書及び納入書の記載項目に番号法に基づく法人番号を追加する規定でありましたが、納付書及び納入書に法人番号の記載が不要となったため、改正条文を削除するものです。また、併せて「法人番号」の定義付けについても削除するものです。

施行につきましては、公布の日とするものです。

次に、区分、町民税、改正項目10番、町民税の申告で、条項は条例第35条の2第9項、改正

内容は、第2条において「法人番号」の定義付けをしておりましたが、その改正内容が削除されたことに伴い新たに定義付けするもので、第9項の改正規定中「法人番号」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。）」を加えるものです。

施行につきましては、公布の日です。

次に、区分、固定資産税、改正項目11番、施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出で、条項は条例第62条の2第1項第1号、改正内容は、第2条において「法人番号」の定義付けをしておりましたが、その改正内容が削除されたことに伴い新たに定義付けするもので、第1項第1号の改正規定中「）又は法人番号」の次に（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）」を加えるものです。

施行につきましては、公布の日です。

次に区分、軽自動車税、改正項目12番、軽自動車税の減免で、条項は、条例第88条第2項第2号、改正内容は、第2条において「法人番号」の定義付けをしておりましたが、その改正内容が削除されたことに伴い新たに定義付けするもので、第2項第2号の改正規定中「）又は法人番号」の次に（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加えるものです。

施行につきましては、公布の日です。

次に区分、特別土地保有税、改正項目13番、特別土地保有税の減免で、条項は、条例第138条の3第2項第1号、改正内容は、第2条において「法人番号」の定義付けをしておりましたが、その改正内容が削除されたことに伴い新たに定義付けするもので、第2項第1号の改正規定中「）又は法人番号」の次に（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加えるものです。

施行につきましては、公布の日です。

次に区分、入湯税、改正項目14番、入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告で、条項は、条例第146条第1号、改正内容は、第2条において「法人番号」の定義付けをしておりましたが、その改正内容が削除されたことに伴い新たに定義付けするもので、第1号の改正規定中「）又は法人番号」の次に（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加えるものです。

施行につきましては、公布の日です。

次に区分、附則、改正項目15番、施行期日で、附則第1項第3号、改正項目9番で条例第2条第3号及び第4号の改正条文を削除したことにより、附則の施行期日からもその記述を削除するものです。附則第1項第3号中「第2条第3号及び第4号、」を削る。

施行につきましては、公布の日です。

議案の9ページをご覧ください。

附則でございますが、今までの説明と重複しますので、説明を省略させていただきます。

これで、議案第71号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

4番・深見君。

○4番（深見 迪君） 議案説明資料の5ページの国保の減免申請のことなのですが、これ個人番号を必ず記載しなかったら減免申請できないって、なぜできないってということと、それから下のほうにかっこ付けで、個人番号を有しないものにあつては、と書いてあるんだけどこれはどういうことなのか。この点お願いします。

○議長（館田賢治君） 税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） お答えいたします。

国保の個人番号をなぜ記載しなければならないのかという部分ですが、9月定例会において税条例においてもそれぞれの申請書に個人番号を記載するというご提案をさせていただきました。同じような質問があつてですね、必ずしもそれを記載しなければならないのかというご質問でしたが、それを記載しなくても申請は、これは当然事務として受理しなければなりません。ただ個人番号を記載することによって、これはなにを確認しているかと言うと生活保護の受給状況を確認している部分もございますので、町内の方であれば開始時期とか廃止の時期等は書類が合議で回ってきているわけなんですけれども、標茶町に転入された方で生活保護を引き続き受給しているような方については、その辺の状況がわかりませんので、個人番号を書くことによって、照会をかけると受給状況が確認できるという事務作業が迅速にできるという部分でございますので、特に個人番号がなくても事務処理は当然のことながら行います。

それと、個人番号を有しないものにあつてはということですが、これも前回の9月定例会で議員に同じ質問をされたと思うのですが、現にいいか悪いかは別として、遅配があつたりまだ送達されていない方等がございますので、この28年の1月1日から事務が開始された時点において個人番号を通知されていない方もなかにはいる状況にあると、又は何らかの事情によってその住所地にいらなくて、個人番号のカードの取得をされてない方も多分おられると思います。ただそういう方の部分を定義しているのであつて、その方が手続きをされたときに受け付けないかといつたら、先ほどの質問と同じように、なくても事務処理はいままでと何ら変わりなくやるということですのでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（館田賢治君） 他にご質疑ございませんか。

8番・渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 換価という言葉が出ていますのでけれどこの意味を。

○議長（館田賢治君） 税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） 換価というのは、物をお金に換える、簡単にいうとですね。私ど

ものほうでは滞納者の方に滞納処分を執行すると差し押さえということを行います。不動産を差し押さえたりですね、それを公売で売って換価して税金に充当する。ですから差し押さえた財産を換価する、お金に換えて税金に充当するための部分です、ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第71号は原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時40分

◎議案第72号

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11。議案第72号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第72号、標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」が平成25年5月31日に公布され、この法律に基づく事務処理について、介護保険料においても減免の申請等において個人番号の利用をすることから、その申請書等に個人番号を記載することとしましたので、介護保険条例の一部を改正する必要性が生じたことから、ご提案申し上げるものであります。

また保険料の減免について、国の刑事施設等に収監される期間について、その間、介護保険

の支援が必要になった場合は、収監先の責任において介護保険と同等の支援が提供されることから、新たに減免を追加するものであります。また、あわせて法制執務上の文言整理が必要なことから所要の改正をご提案するものであります。

以下、内容について説明いたします。

議案書、議案説明資料をお開き下さい。

議案第72号、標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページをお開きください。

標茶町介護保険条例の一部を改正する条例

標茶町介護保険条例（平成12年標茶町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」に改めるものであります。

これにつきましては、第15条は保険料の徴収猶予の分でありまして、その申請の際にこれまでの記載事項であります氏名・住所のほかに新たに個人番号を記入することとしたものであります。

続きまして、第16条第1項第4号中「維持する者」の次に「の収入」を加え、同項に次の1号を加える。

（5） 第1号被保険者が、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に1月を超えて拘禁されたとき。

16条の第1項第4号の内容につきましては、同一世帯の収入が著しく減少した場合に伴う減免規定であります。文書の表現上、収入によるものであるということが読み取りづらいため世帯の生計を主として維持するものの収入と表現を整理したものであります。

続きまして、5号の追加分であります。介護保険法第63条で刑事施設、労役場その他これに準ずる施設に拘禁されたものについては、その期間に係る介護給付等を行わない等の規定に基づくものであります。

第1号保険者につきましては、65歳以上の町民であります。刑事施設等に収監された場合は、適用施設の取り扱いと介護保険の資格の部分では異なるのですが、介護保険の資格が残ったまま刑事施設に入ります。刑事施設に入った場合はその収監された施設が責任を持って介護サービスを給付するというふうになりますので、その間資格はあるのですがサービスを受けれる状態にありませんので、その期間の証明があれば介護保険料を減免するという規定を新たに整理を行いたいというものでございます。

続きまして、第16条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第16条は保険料の減免の部分でありましてその申請の際にこれまでの記載事項の氏名・住所のほかに個人番号を記入することとしたものであります。

附則としまして

この条例は、平成28年1月1日から施行するものであります。

以上で、議案第72号の提案趣旨並びに内容について説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第72号は原案可決されました。

◎議案第73号

○議長（館田賢治君） 日程第12。議案第73号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君）（登壇） 議案第73号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案につきましては、阿歴内小中学校の将来の児童生徒数の推移と、教育環境向上の観点で、統廃合について小中学校PTA、阿歴内地域振興会で協議されたところであります。

本年2月27日、阿歴内地域振興会会長並びに阿歴内小中学校PTA会長名により、平成28年3月31日をもって統廃合に同意する旨、申し出がありました。

また、11月28日には、閉校式並びに惜しむ会を終えたところであります。

阿歴内小学校は、大正6年10月、阿歴内特別教授場として開設以来98年、中学校は昭和22年5月に開設以来、68年の歴史を刻んでまいりました。

この間、小学校で1,412名、中学校で998名の卒業生を送り出すこととなります。

しかしながら、近年、児童生徒数の減少が続き、今年度の在籍児童生徒数は、小学校が8名、中学校が9名であります。

来年度以降も減少傾向が想定されることから、児童生徒の教育環境を考慮しまして、阿歴内小中学校を中茶安別小中学校及び塘路小中学校へ統合するため、条例改正のご提案を申し上げます。

なお、本案につきましては、12月1日開催の第11回定例教育委員会において、議決をいただいておりますことを申し添えます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第73号、標茶町立学校条例の一部を改正する条例の制定について
標茶町立学校条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次のページをお開きください。

標茶町立学校条例の一部を改正する条例

標茶町立学校条例（昭和39年標茶町条例第9号）の一部を次のように改正する。

議案説明資料の13ページに条例新旧対照表を添付しておりますのであわせてご参照ください。

名称及び位置の改正でありまして、別表第1の名称の欄中「同 阿歴内小学校」を削り、同表の位置の欄中「同 字阿歴内原野基線137番地2」を削る。

別表第2の名称の欄中「同 阿歴内中学校」を削り、同表の位置の欄中「同 字阿歴内原野基線137番地2」を削る。

附則といたしまして

この条例は、平成28年4月1日から施行するというものであります。

以上で、議案第73号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

4番・深見君。

○4番（深見 迪君） 参考までに聞いておきたいのですが、3つの線が新しくなりましたけれども、それぞれの距離と所要時間……。

（何事かいう声あり）

失礼いたしました。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第73号は原案可決されました。

◎議案第74号

○議長（館田賢治君） 日程第13。議案第74号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君）（登壇） 議案第74号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案につきましては、阿歴内小中学校が平成28年3月31日をもって閉校となり、同年4月1日から中茶安別小中学校及び塘路小中学校へ統合することに伴い、現在の小中学校通学区域内の児童生徒が、中茶安別小中学校及び塘路小中学校へ通学する手段として、スクールバスの運行に係る路線名と、運行区間を変更いたしたく、ご提案するものであります。

なお、本案につきましては、12月1日開催の第11回定例教育委員会において、議決をいただいておりますことを申し添えます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第74号、標茶町スクールバスの運行等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町スクールバスの運行等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次のページをお開きください。

標茶町スクールバスの運行等に関する条例の一部を改正する条例

標茶町スクールバスの運行等に関する条例（平成16年標茶町条例第8号）の一部を次のように改正する。

議案説明資料の14ページに条例新旧対照表を添付しておりますので、あわせてご参照ください。

第2条の表中、この表につきましては、左から路線名と運行区間が記載されております。

北片無去線、北片無去地域と阿歴内小中学校の間。

東阿歴内線、東阿歴内地域と阿歴内小中学校の間。

阿歴内線、阿歴内北部地域と阿歴内小中学校の間。を

阿歴内南線、阿歴内南部地域と塘路小中学校の間。

東阿歴内線、阿歴内南部・東阿歴内地域と中茶安別小中学校の間。

阿歴内線、阿歴内北部地域と中茶安別小中学校の間に改めるものです。

附則といたしまして、

この条例は平成28年4月1日から施行するというものであります。

以上で、議案第74号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（舘田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

4番・深見君。

○4番（深見 迪君） 先ほどは失礼しました。3つの線のそれぞれ運行距離と運行所要時間を教えてください。

○議長（舘田賢治君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。まだ現時点での予定でありますけれども、まずは中茶安別に向かう2路線については、2路線とも出発時間のほうなんです、現在と比較すると約30分前後早まる予定となっております。最初に乗車するご家庭がだいたい7時20分前後にバスに乗るということで、学校の到着時間がだいたい8時10分ごろを予定しておりますので乗車時間につきましては最大のご家庭で、約50分前後を予定しております。

それと塘路に向かう1路線ですけれども、だいたい出発時間が約10分程度早まる予定でございます。乗車時間につきましては約30分程度ということで、現在と比較しますとさほど時間的には変化はございません。といいますのも塘路に通うご家庭は1世帯で、新年度からは真っすぐ学校のほうへ乗車して向かうということで、現在は2番目に乗っていてその後次にもう一つの世帯ということで、2世帯を乗せてから学校に向かうということですので乗車時間自体は30分程度、現在と新年度になっても変わらない、そんな状況になっております。

○議長（舘田賢治君） 他に質疑ありませんか。

12番・菊地君。

○12番（菊地誠道君） いまそれぞれ路線の所要時間お聞きしましたけれども、これは阿歴内地区から中茶安別それから塘路に分けてそれぞれ行くわけなんです、それぞれの生徒数の分け方といいますか、バスに乗る人数を伺っておきたいなど。

○議長（舘田賢治君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。まずですね中茶安別のほうに向かう阿歴内線なんです、5家庭、小学生が6名・中学生が3名の計9名でございます。もう1本中茶安別に向かう東阿歴内線ですけれども、4家庭、小学生が2名・中学生が4名の計6名で、塘路のほうへ向かう阿歴内南線につきましては、中学生1名という予定でございます。

○議長（舘田賢治君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（舘田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第74号は原案可決されました。

◎延会の宣告

○議長(館田賢治君) お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

(午後 3時01分延会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長

館 田 賢 治

署名議員 1 1 番

本 多 耕 平

署名議員 1 2 番

菊 地 誠 道

署名議員 1 番

櫻 井 一 隆

平成27年標茶町議会第4回定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成27年12月9日（水曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 議案第75号 平成27年度標茶町一般会計補正予算
議案第76号 平成27年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
議案第77号 平成27年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
- 第 2 意見書案第23号 安保関連法の強行採決に厳しく抗議し、廃止を求める意見書
- 第 3 意見書案第24号 義務教育費国庫負担制度堅持 2016 年度国家予算編成における
教育予算確保・拡充に向けた意見書
- 第 4 意見書案第25号 国会決議に反するTPP交渉「大筋合意」撤回を求める意見書
- 第 5 意見書案第26号 非婚ひとり親家庭に寡婦（夫）控除の適用を求める意見書
- 第 6 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）
- 追 加 議案第75号 平成27年度標茶町一般会計補正予算
議案第76号 平成27年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
議案第77号 平成27年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
(議案第75号・議案第76号・議案第77号審査特別委員会報告)

○出席議員（13名）

- | | |
|-------------------------------------|-----------|
| 1番 櫻井一隆君 | 2番 後藤勲君 |
| 3番 熊谷善行君 | 4番 深見迪君 |
| 5番 黒沼俊幸君 | 6番 松下哲也君 |
| 7番 川村多美男君 | 8番 渡邊定之君 |
| 9番 鈴木裕美君 <small>(遅参午後2時17分)</small> | 10番 平川昌昭君 |
| 11番 本多耕平君 | 12番 菊地誠道君 |
| 13番 舘田賢治君 | |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|-------|-------|
| 町 長 | 池田裕二君 |
| 副 町 長 | 森山豊君 |

総務課長	島田哲男君
企画財政課長	高橋則義君
企画財政課参事	常陸勝敏君
税務課長	武山正浩君
管理課長	中村義人君
農林課長	牛崎康人君
住民課長	松本修君
保健福祉課長	佐藤吉彦君
建設課長	狩野克則君
水道課長	細川充洋君
育成牧場長	類瀬光信君
病院事務長	山澤正宏君
やすらぎ園長	春日智子君
農委事務局長	村山裕次君
教育長	吉原平君
教育管理課長	穂刈武人君
指導室長	佐々木豊君
社会教育課長	伊藤正明君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
事務局次長	中島吾朗君

(議長 館田賢治君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長（館田賢治君） 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開議)

◎議案第75号ないし議案第77号

○議長（館田賢治君） 直ちに会議を開きます。

日程第1。議案第75号・議案第76号・議案第77号を一括議題といたします。
議題3案の提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君）（登壇） 議案第75号の提案趣旨についてご説明申し上げます。
本案につきましては、平成27年度標茶町一般会計補正予算（第4号）であります。

各事務事業の精査を行う中で、それぞれ減額、増額補正を行うとともに、牧場体制の強化、盤石な除雪対策、学校の安全対策等に資するため、歳入歳出それぞれ3億8,019万9,000円を追加し、総額を122億8,196万4,000円といたしたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと農地中間管理事業で8,866万2,000円、育成牧場経費で7,987万4,000円、除雪対策費で1億3,773万8,000円、学校施設の非構造部材耐震補強工事費で3,551万1,000円、農業施設災害復旧費2,978万7,000円などを計上いたしました。

他会計への繰出金につきましては、介護保険事業特別会計へ10万8,000円、下水道事業会計へ221万1,000円を追加いたしましたところであります。

一方、歳入につきましては、それぞれの特定期源を見込みまして、地方交付税の増額及び前年度繰越金などを充当し、収支のバランスを図ったところであります。

また、債務負担行為で2件、地方債で2件の補正提案をいたしております。

以下、内容についてご説明申し上げます。

別冊の標茶町一般会計補正予算書1ページをお開きください。

平成27年度標茶町一般会計補正予算（第4号）

平成27年度標茶町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,019万9,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億8,196万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明を申し上げます。

12ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページ・3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複しますので説明を省略いたします。

4ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正であります。

いずれも新規で2件の追加であります。

事項につきましては、畜産経営改善緊急支援資金（平成27年度）、期間は平成28年度から平成52年度、限度額は融資金7,088万4,000円に対する利子補給（年0.18%）186万8,000円であります。次に畜産特別支援資金（平成27年度）、期間は平成28年度から平成52年度、融資金6,360万円に対する利子補給（年0.18%）149万1,000円であります。

23ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書についてであります。

畜産経営改善緊急支援資金（平成27年度）と畜産特別支援資金（平成27年度）の2件を追加するものでありまして、合計で申し上げますが、債務負担行為の限度額につきましては、補正額335万9,000円を追加し、28億9,379万3,000円とするものであります。

次に1つ飛びまして、当該年度以降の支出予定額についてであります。同じく補正額335万9,000円を追加し、1億4,790万8,000円とするものであります。なお括弧内の数字につきましては平成27年度支出予定額でありまして、額に変更はありません。

次に左の財源内訳であります。特定財源、国道支出金は補正額223万円を追加し、5,181万7,000円とする。一般財源では補正額112万9,000円を追加し、9,609万1,000円とするものであります。

5ページへお戻りください。

第3表 地方債補正であります。

起債の目的、2 地域活性化事業、補正前の限度額2億6,850万円に補正額160万円を減額し、補正後の限度額を2億6,690万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じであります。

次に新規であります。6 全国防災事業、限度額を3,940万円とするものでありまして、起債の方法につきましては証書借入、利率は7.0%以内、償還の方法につきましては、政府資金については融資条件により銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、

町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができるというものであります。

合計で申し上げます。合計では補正前の限度額13億5,903万5,000円に補正額3,780万円を追加し、補正後の限度額を13億9,683万5,000円とするものであります。

24ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。

合計額で申し上げます。前々年度末現在高、104億4,248万5,000円。前年度末現在高見込額、102億8,285万9,000円。当該年度中起債見込額、補正前の額、13億5,903万5,000円に補正額3,780万円を追加し、補正後の額を13億9,683万5,000円とするものであります。当該年度末現在高見込額であります。補正前の額106億3,647万円に、補正額3,780万円を追加し、補正後の額を106億7,427万円とするものであります。

以上で、議案第75号の内容説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 水道課長・細川君。

○水道課長（細川充洋君）（登壇） 議案第76号、平成27年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案趣旨並びに内容についてご説明を申し上げます。

本案は、現在施工中であります磯分内終末処理場の第2期工事の総合試運転に必要な電力について、本来受注者の負担であります。電気メーターが1つで北電に分割請求の発布を依頼したところ対応が無理ということで、歳出で50万円、歳入の雑入で受注者負担分の増額補正を行うものであります。2点目は、工事請負費の執行精査による、工事費の減額及びそれに伴い事務費の補正を行うものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

平成27年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,800万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,400万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

以下内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従い説明いたします。

10 ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2ページをお開きください。

2ページおよび3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」でございますが、ただいままでの説明と内容が重複しておりますので、説明を省略させていただきます。

4ページをお開きください。

第2表 地方債補正。

起債の目的、1 公共下水道事業、2 特定環境保全公共下水道事業、補正前合計額で申し上げます。2億580万円を、補正後1億8,640万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じでございます。

11ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高見込みに関する調書でございます。変更合計で申し上げます。当該年度中増減見込み補正前の額2億580万円に1,940万円を減額し、補正後の額1億8,640万円。当該年度末現在高見込額、補正前の額28億5,929万3,000円に1,940万円を減額し、補正後の額28億3,989万3,000円でございます。

以上で、議案第76号の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第77号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成27年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）で、年度末を控え歳入・歳出を精査しまして、保険事業勘定の補正予算についてご提案するものであります。

歳出では、システム改修に伴う対応として21万6,000円を追加したほか、保険給付費で、今後の介護サービスの見通しを勘案し600万円の組み換えを行ったところであります。

歳入では、システム改修費補助金の計上と一般会計からの繰入により収支のバランスを図ったところであります。

以下、補正予算書に基づきご説明いたします。

平成27年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成27年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,922万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に基づきましてご説明いたします。

8ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページ、3ページの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」は、ただいまの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第77号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました議題3案は、直ちに、議長を除く12名で構成する「議案第75号・議案第76号・議案第77号審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、審査することにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議題3案は、議長を除く12名で構成する「議案第75号・議案第76号・議案第77号審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午後 2時17分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

意見書案第27号について、提案者から取り下げの申し出がありましたので、議案を取り下げとし、議事日程から削除することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

議事日程から削除することで、決定いたしました。

◎意見書案第23号

○議長（館田賢治君） 日程第2。意見書案第23号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第23号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第23号の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第23号については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第23号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第23号を採決いたします。

意見書案第23号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議がありますので本案は起立により採決いたします。

意見書案第23号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(館田賢治君) 起立少数であります。

よって、意見書案第23号は原案否決されました。

◎意見書案第24号

○議長(館田賢治君) 日程第3。意見書案第24号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第24号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第24号の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第24号については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第24号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第24号を採決いたします。

意見書案第24号を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議がありますので本案は起立により採決いたします。

意見書案第24号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（館田賢治君） 起立少数であります。

よって、意見書案第24号は原案否決されました。

◎意見書案第25号

○議長（館田賢治君） 日程第4。意見書案第25号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第25号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第25号の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第25号については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第25号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第25号を採決いたします。

意見書案第25号を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議がありますので本案は起立により採決いたします。

意見書案第25号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(館田賢治君) 起立少数であります。

よって、意見書案第25号は原案否決されました。

◎意見書案第26号

○議長(館田賢治君) 日程第5。意見書案第26号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第26号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第26号の趣旨説明は省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第26号については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第26号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第26号を採決いたします。

意見書案第26号を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第26号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長（館田賢治君） 日程第6。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中継続調査として、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（館田賢治君） ただいま、議案第75号・議案第76号・議案第77号審査特別委員会委員長から、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第75号・議案第76号・議案第77号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第75号ないし議案第77号

○議長（館田賢治君） 議案第75号・議案第76号・議案第77号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に関し、付託いたしました議案第75号・議案第76号・議案第77号審査特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第75号・議案第76号・議案第77号は委員長報告のとおり原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（館田賢治君） 以上で、本定例会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（館田賢治君） 以上をもって、平成27年標茶町議会第4回定例会を閉会いたします。

（午後 2時28分閉会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長

館 田 賢 治

署名議員 1 1 番

本 多 耕 平

署名議員 1 2 番

菊 地 誠 道

署名議員 1 番

櫻 井 一 隆